

衆議院 第百六十九回国会 經濟産業委員會 會議録 第六号

平成二十年四月十一日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 東 順治君
理事 梶山 弘志君
理事 谷本 龍哉君
理事 吉川 貴盛君
理事 古川 元久君
理事 飯島 夕雁君
理事 江崎洋一郎君
理事 大村 秀章君
理事 片山さつき君
理事 川条 志嘉君
理事 篠田 陽介君
理事 平 将明君
理事 土井 真樹君
理事 永岡 桂子君
理事 広津 素子君
理事 牧原 秀樹君
理事 安井潤一郎君
理事 吉田六左門君
理事 太田 和美君
理事 後藤 斎君
理事 下条 みつ君
理事 牧 義夫君
理事 吉井 英勝君

鈴木 俊一君
やまぐち大志郎君
大島 敦君
赤羽 一嘉君
井脇ノブ子君
猪口 邦子君
小野 次郎君
岡部 英明君
亀岡 偉民君
佐藤ゆかり君
柴山 昌彦君
谷畑 孝君
富岡 勉君
丹羽 秀樹君
藤井 勇治君
武藤 容治君
山内 康一君
吉野 正芳君
北神 主朗君
近藤 洋介君
田村 謙治君
高木美智代君

経済産業大臣 甘利 明君
農林水産副大臣 今村 雅弘君
経済産業副大臣 新藤 義孝君
経済産業大臣政務官 萩原 健司君
政府参考人 山崎 史郎君
(内閣府大臣官房審議官)
政府参考人 伊藤 健一君
(農林水産省大臣官房総括審議官)

政府参考人 吉田 岳志君
(農林水産省大臣官房技術総括審議官)
政府参考人 小風 茂君
(農林水産省大臣官房審議官)
政府参考人 佐々木昭博君
(農林水産省大臣官房審議官)
政府参考人 小山 信温君
(農林水産省大臣官房参事官)
政府参考人 平尾 豊徳君
(農林水産省総合食料局次長)
政府参考人 塚本 和男君
(農林水産技術会議事務局研究総務官)
政府参考人 勝野 龍平君
(経済産業省大臣官房地域官)
政府参考人 大塚洋一郎君
(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人 石田 徹君
(経済産業省産業技術環境局長)
政府参考人 福水 健文君
(中小企業庁長官)
政府参考人 長尾 尚人君
(中小企業庁経営支援部長)
経済産業委員会専門員 大竹 顕一君

委員の異動

四月十一日

辞任

伊藤 忠彦君

近藤三津枝君

清水清一朗君

橋本 岳君

安井潤一郎君

補欠選任

亀岡 偉民君

小野 次郎君

永岡 桂子君

富岡 勉君

篠田 陽介君

辞任

小野 次郎君

亀岡 偉民君

篠田 陽介君

富岡 勉君

永岡 桂子君

飯島 夕雁君

井脇ノブ子君

飯島 夕雁君

山内 康一君

あかま二郎君

伊藤 忠彦君

猪口 邦子君

清水清一朗君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

猪口 邦子君

第一類第九号

経済産業委員会會議録第六号

平成二十年四月十一日

一

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官山崎史郎君、農林水産省大臣官房総括審議官伊藤健一君、農林水産省大臣官房技術総括審議官吉田岳志君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、農林水産省大臣官房審議官佐々木昭博君、農林水産省大臣官房参事官小山信温君、農林水産省総合食料局次長平尾豊徳君、農林水産技術会議事務局研究総務官塚本和男君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官勝野龍平君、経済産業省大臣官房審議官大塚洋一郎君、経済産業省産業技術環境局長石田徹君、中小企業庁長官福水健文君及び中小企業庁経営支援部長長尾尚人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○東委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷本龍哉君。

○谷本委員 どうも皆さんおはようございます。自民党の谷本龍哉でございます。

本日は、農商工連携に関連する二法案について質問をさせていただきますというふうに思います。この法案については、自民党の経済産業部会において非常に活発な議論をしております。

質問したい議員もたくさんいたんですけれども、角が立つといけないうので経済産業部会長が質問をさせていただくことになりました。

この問題について先頭に立ってリーダーシップを発揮して頑張ってくださいと甘利大臣が、本日、参議院の方の関係でしばらく不在だということ

で、その分、副大臣として当局の方に質問をさせていただきますというふうに思います。

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

言うまでもなく、現在、地方の経済は非常に厳しい状況が続いております。しばらく前までの、あのバブルの崩壊後の何もかもすべてが悪い、ああいう経済の状況に比べれば、よくなっている部分も確かにあります。しかしながら、それは民間主導の景気回復という中で、大手企業がある地域にどうしても限定されてくる。大手企業のない地方の経済は依然として非常に厳しい状況が続いている、こういう状態にあると思います。

地方の経済といえますのは、当然大きな企業はありませんから、一番中心になるのは中小企業、それから農林水産業、そしてあえて言えば公共事業、これが経済をずっと支えてきたというふうに思います。しかしながら、例えば一番公共事業が多かったバブル前後の十四兆円という公共事業の中から見れば、今は七兆円前後ということ、この部分が減ってしまったという。それだけ、地方を支えるものが減っている。

確かに、無駄な部分はしっかり省いていかなきゃいけないと思いますけれども、この公共事業の部分が支えていたという事実も現実でありますから、そこが減っているという現状を見たときに、いかなる手当てを地方にこれらしていかないか、いかなるか、そのことを我々は真剣に考えていかなければ、地方はなかなか発展していかない、こういう状況にあるのではないかとこのように思います。

そういう中で、今までの地方であれば、国に対してもいろいろな予算を要求して、その中で、先ほど言いましたように公共事業を持ってくるというようなことがあったと思いますが、これからの時代は、ただそういうものをとりに行くというのとだけじゃなくて、地域にある宝物というものをしっかり見定めて、それをいかに生かしていくか、そしてまた、それに対して、政治として行政としてどう支えていくか、このことが非常に大事であるというふうに思っております。

そういう状況の中で、このたび、経済産業省と農林水産省連携のもとでこの農商工連携というものを推進していくということは、非常に有意義なものであるというふうに思っております。

それで冒頭、一問目として、この農商工等連携促進法案及び企業立地促進改正法案、これを提出するに至った問題意識、そして趣旨をまず説明していただきたいと思います。同時に、この二法案を一体として行うということにどのような効果があるのかを説明していただきたいと思います。

○新藤副大臣 今大臣が参議院本会議中のご意見で失礼をさせていただきます。私の方からお答えをさせていただきます。私の方からまず、谷本委員、自民党の商工部会長として、この法案の作成に当たりましては非常に御協力いただきましたことを感謝申し上げます。それから、今谷本委員がお話されたこと、まさに問題意識は私も共有しております。

そして、私たちの国の最も優先的に取り扱わなければいけない問題、それは少子高齢化、それから人口減少社会、こういったものが予測される中で、いかに持続的に経済を成長させていくか、こういう取り組みをしなければいけない、しかもそのときに、地域間や企業間のばらつきがあつてはいけない、キーワードは自立である、私はそういうふうな思っているんです。

そういう中で、やはり特に地域の状況にばらつきがある。そして、地域にはさまざまないろいろな産業資源がある、また中小企業のネットワークがある。これを生かして、要するにそれぞれの地域の強いものを突出させる。それから、つながり力というのを強化しよう。そして、この二つを合わせることで必要の拡大や販路の拡大を行っていく。こういう中で、地域経済の支え手である農林水産業者とそれから商工業者が連携して、今までの自分たちの特徴を生かした新しい強みをつくることできないか、それが今回の農商工連携を進めていこうという発端でございます。

今まで別々に行われていた施策、それから別々に活動していた両省が、さらに有機的に連携をさせて、今までの枠を取り払った新しい画期的な取り組みだ、このように思っているわけでございます。その中で、この農商工等連携促進法案、これは中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発、販売、それから促進等の取り組みを支援するということです。

それにあわせて、農林水産関連産業の企業立地を進めよう、そして産業集積の形成を促進しよう、このための支援策を行う、これが企業立地促進法の改正法でございます。この二つを連携させることによって相乗効果が生まれるのではないかと。予算、税、それから金融、いろいろなものを総動員してこの農商工連携を根づかせていきたい、このように思っているわけでございます。

○谷本委員 新藤副大臣、ありがとうございます。確かに、今おっしゃられたとおり、たくさんまだ宝物は眠っていると思うんですね。日本の農林水産業における生産物といえますのは、確かに他の国に比べるとコスト等で高いという話もありますけれども、その中身といえますか質においては非常に高い評価を得ているものがたくさんあります。それから、それを単に農業だけじゃなくて、連携することによって、国内はもとより海外に対してもしっかりと販路開拓をしていくというのは非常に大事だということに私も思っております。どうもありがとうございます。

それは、次の質問に移りたいというふうに思います。そういう中で、今非常に中小企業は大変だという中で、中小企業庁が中心になっていろいろな施策を今されていると思います。昨年末にも、例えば税制でも非常にいろいろな中小企業支援のための議論を活発に行いました。残念ながら、一般に余り知られていませんが、つなぎ法案の中に入っていない中小企業支援税制というのが実はたくさんあります。それが今切れている状態で、非常に懸念している。きょうの法案には直接関係ありませんが、IT投資減税であったり人材投資減税

であったり、こういうものが実は今切れている状態でありまして、私は個人的には、これを一刻も早く復活させて、全体、いろいろな政策で中小企業を支えるべきだというふうに思っております。そういういろいろな中小企業政策がある中で、例えば中小企業新事業活動促進法、あるいは中小企業地域資源活用促進法、こういった既存の政策というのがあると思います。これらが、今回出てきた二法案、改正案を含めた二法案との関係で、どこがどう異なるのか。あるいは、今言った新事業活動促進法それから地域資源活用促進法、この二つの法を今までやってきたと思いますけれども、その実績がどうであるのか。この二点について答えていただきたいと思います。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。まず、最初の新事業活動促進法でございますが、これは、異なる中小企業が連携して新しい分野に挑戦しよう、ある意味では事業拡大、第二創業、そんな趣旨でございますが、それを支援するというところで、平成十七年から現在までに四百六十二件の事業計画を認定しております。昨年十二月末の時点では既に三百億円の売り上げが出ておるということで、非常に成功して、順調に進んでいるんじゃないかと思っております。

また、昨年六月に施行いたしました地域資源活用法につきましては、地域の強みであります産地の技術、農林水産品、あるいは観光資源、こういうものを使って新しい商品とか新しい観光ルート、サービスをつくっていくということ、昨年度末で三百二十八件認定しております。まだ半年でございますが、着実に成果も出つつあるというふうに認識いたしております。

それで、この二法案との違い、少し技術的な説明になりますが、まず新事業活動促進法は、先ほど申し上げましたように、既存事業とは異なる新しい分野、いわゆる第二創業のような、今までやっていなかった分野に出ていく方々を支援しようというふうなことで、農林水産業者には少し手が出しにくい、使いづらい制度になっており

ます。

一方、地域資源活用法につきましては、例えばITを導入して農業の生産管理を行っていくとか、そういう農林漁業への取り組みが支援対象になっておりません。さらに、地域資源が指定されてある場所でありなさいというふうなことが条件になっておりまして、少し課題があったというのが事実でございます。

今回、農林水産省と全く一体になりまして、先ほど副大臣が申し上げましたように、地域経済の担い手であります農林漁業と地域の中小企業、両方の活性化を図るというふうなことで、そういう地域の限定等を設けることなく、両方がウイン・ウインの関係、そういうのができるような法案とした次第でございます。

○谷本委員 福水長官、どうもありがとうございます。

今御説明いただきましたが、中小企業庁も、中小企業支援のためのいろいろな施策をたくさんそろえられていると思います。でも、ともすると、たくさんあるとどれをどう使っていくかわからないということにもなりかねませんので、その辺は現場に対して丁寧な説明をしていただきながら、さらにすべて総合力でしっかりと中小企業の支援をしていただきたいというふうに思います。

今、長官の方から、農林水産省と一体となつてという言葉がございました。今回、まさに農商工連携促進法案の適用に当たっては、経済産業省と農林水産省が一体となって支援を行っていく、このことが一番重要なことだと思いますが、ともすれば、各省いろいろなことを今までも言われております。縦割りでなかなか連携ができませんというふうな批判も実際今まではたくさんありました。そういう中で、今回のこの二法案を通していかに両省がその体制の整備や連携を行っていくのか、両省のそれぞれの見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

○新藤副大臣 御質問の点は非常に重要な点でございます。せっかく両方でやる法案をつくって

も、現場が別々では意味がありません。

例えば、今までですと、今回のように農商工事業の計画の認定を受けなければならない、すると、その認定の窓口は、地方の農政局それから経産局と別々の窓口があるわけですね。農政側でも商工側でも、どちらに出してもいいことになっております。でも、別々の申請を出して、二つ申請を出さなきゃいけないのでは意味がありません。ですから、どちらか一つに出せば、後は役所間が連携をとって同じように事務作業が進んでいく、このような工夫をしているわけなのでございます。何よりも、ワンストップサービスといいますか、どちらに申請しても同じように進む、このことが大事だと思っております。

そして具体的には、認定基準を定める基本方針、それから認定等に係る運用マニュアル、こういったものを農水省さんと経済産業省共同でつくっていく、このように思っております。また、おのおのの農政局、経産局、地方の支分部局への研修、こういったものを行いまして、統一的な運用が図られるようにノウハウを蓄積していきたいというふうに思うわけでございます。

いずれにいたしましても、密接な関係をとりますからこの仕事を進めていきたい、このように思っております。

○今村副大臣 昔は、食料が不足、つくってさえいればいい、売れるのを待てばいい、そういう時代でありました。しかし、昔と違って、今はいろいろなものがあるわけでございます。何をつくるか、どのようにつくるか、どのように付加価値をつけるか、そしてまたどのようにそれを販売していくか。そういった総合的な取り組みが絶対に必要な時代に今なってきました。そういう意味で、この農商工連携につきましては、これからの農業を守っていく上でも大変重要な施策であるというふうに思っております。

連携の点につきましては、今新藤副大臣の方から申されましたので重複は避けますが、もう既に本省の方では農商工連携連絡会議等もやっております。

まして、その先ぶれとして、先般は八十八のものを選んで発表もしたところでございます。

今後は、本省での連携はもとより、地方でもしっかりと連携をし、そしてまた私のところの農協等にも呼びかけをやっていく。そしてまた、農林漁業者や食品加工業者の方から成るいわゆる食料産業クラスター協議会といったもの、これが今既に全国四十九カ所に設置されているわけでございますので、みんなで力を合わせて頑張っていきたいというふうに思っております。

○谷本委員 新藤副大臣、今村副大臣、どうもありがとうございます。

今、認定の話も出ましたけれども、これはちよつと通告していたかどうかあれですが、農商工の連携というのはさまざまな形というのが考えられるというふうに思うんですけれども、それぞれ個別に見たときの認定の要件というのを説明いただければというふうに思います。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

本法律案におきましては、農商工等連携事業に係る基本的な要件として三つ考えてございます。

一つは、農林漁業者と中小企業者がお互いの経営資源を活用する、双方が工夫するというのが一つの要件でございます。

それから二つ目は、例えば新しい加工品でありますとか新しい販売方法でありますとか、両者にとつてそういう取り組みであること。

それから三つ目は、そういう取り組みを通じて、中小企業者の経営の向上と農林水産業者の経営の改善、両方が図られなければならないというふうなことを考えてございます。

いずれにしましても、詳細な認定要件につきましては基本方針で規定するというふうなことになると思いますので、農林水産省さんと一体となつてこういう要件をつくっていききたい、また、関係審議会の意見も聞きながら、パブリックコメントも得ながら対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○谷本委員 福水長官、どうもありがとうございます。

ます。

それでは、実際のこの農商工連携をしていく場合に、例えば経済産業の関係であれば各地域の商工会、商工会議所との連携、あるいは農林水産省であれば農協との連携、こういったものが不可欠になってくると思いますが、この農商工連携において、農協あるいは商工会、こういったもののどのような役割を期待しているのか、聞かせていただきたいと思っております。

○新藤副大臣 御指摘のように、それぞれの地域の担い手は、商工会、商工会議所また農協等だといふふうに思っております。そして、商工会や農協というのは、同業の人たちのネットワークの結節点になっているということが一つだと思っております。

それからもう一つは、それぞれ商工会、農協は、各事業者に対してこれまで支援を重ねてきております。ですから、そういうノウハウをたくさん持っている、実際のノウハウをたくさんお持ちの方々がいらつしやるということです。

ですから、今回、この農商工連携においては、商工会や商工会議所、そして農協、これをまた一つに合わせる必要があると思っております。ですから、その意味におきまして、私どもでこれから全国三百カ所につくろうとしている地域力連携拠点、この中には、構成メンバーとして農協さんや商工会にも入っていただく。そういう地域力連携を深めるという中で、農商工連携の事業の可能性を探っていただくということもやりたいと思います。

それから、中小企業基盤機構、これが全国十カ所に支部がございますが、そこに、本当にきめ細かくお手伝いをするハンズオン支援事務局というふうなものを考えているんですが、そういう中で、国の方も、農業者と商工業者との連携を心がけたい、このように思っています。

また、今、今村副大臣の方からお答えがございましたように、農水省さんの方におきましても、食料産業クラスター協議会、これは食品メーカー

と農林の生産業者との連携の場だ、こういうことでございますが、いろいろな場所を考えて連携をさせていきたい、このように思っております。

○平尾政府参考人 お答え申し上げます。

全国の現場でこの事業が浸透して幅広く展開されるためには、やはり農協がしっかりと活動することが重要だと私も考えております。

農協が果たす役割としては、まず一つは、みずから農商工連携の主体となって活動する内容がございます。この場合、農協につきましては、農業者としての立場から食品メーカーと連携するというのが一つあります。それからもう一つは、農協自体が中小企業者として農家の方々と連携するということがございます。それからもう一つ重要なこととございますけれども、農協は農業者をサポートするという役割がございます。

そういう意味から、この事業に参画される農林漁業者のサポートをいろいろな面でしていただくというふうなことが重要だと思っておりますので、そういう三点の役回りをきちんと果たしていただくと思っております。

なお、これにつきましては、先ほどお話がありましたように、現場の商工会と十分連携をとっていただくというふうなことが重要だと思っております。我々も商工会との連携を指導しているところでございます。

○谷本委員 ありがとうございます。

農商工連携をしていく上で、先ほど、経産省そして農林水産省、連携が非常に重要だという話もありましたが、同時に、現場での商工会、農協の連携、こういうものもやはりしっかりとっていくことで連携の種をたくさんつくっていくことが非常に重要だと思いますので、その点についても十分に配慮をして行っていたきたいというふうに思います。

今、大臣が来られました。来られてすぐで申しわけありませんが、今既にいろいろ質問もしましたので、ぜひ農商工連携にかける大臣の思いを一言述べていただきたいと思います。

○甘利国務大臣 既に昨年の国会で、地域資源法であるとか、あるいは企業立地促進法を成立いただきましたし、その対象案件が非常にたくさん出てきております。

ここで、あえて農商工連携という法案を出したのには、従来の法案でカバーできない部分があるということがもちろんございます。地域資源法では、農産物を加工して別な商品につくるというような部分がないといけないとか、あるいはそれが地域資源の対象になっていないといけない。農商工連携というのは、農産物そのものを新たな手法で市場にデビューさせる、そういうことまで含んで対応ができるようになっております。

私が思いを込めていまして、それより何より、この仕組みを通じて一次産業に携わる方が市場というものを含頭に置いてもらう、自分がつくったものについての付加価値をどうつけるかというところについても正面に向かつてほしい。そして、一次産業といえども産業でありますから、企業経営のいい点というものはどんどん取り入れるという感性をぜひ磨いていただきたい、そういう思いを込めて農水省と連携をしているわけでありまして、地域の一番の主要産業であります農林水産業が元気になるということイコール地域が元気になる、そういう思いで提案をさせていただいた次第であります。

○谷本委員 甘利大臣、ありがとうございます。

冒頭にも申し上げたんですけれども、やはり大手企業というのは地方にはありませんので、そういう意味で、農林水産業、これをいかに活性化していくかということは非常に大事だというふうに私も思います。ぜひとも、十分に取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

農商工連携の促進に当たっては、原料となる農産物の産地をいかに強化していくか、このことも非常に大事になってくるというふうに思います。が、この点についてどのように取り組むのかを説明いただきたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

農商工連携の取り組みを推進するためには、連携する商工業者への支援あるいは商工業者と農業者のマッチングを進めるほかに、産地側でも、商工業者のニーズに合った農産物を安定的に供給する体制を整えていくことが極めて重要であると考えております。

農林水産省といたしましては、農産物の安定供給等に必要加工、流通等の施設整備を支援するほか、食品産業や外食産業が求める加工業務用向けの野菜の供給を拡大するため、こうした需要に対応した新たなモデル産地に対する支援、機能的成分を多く含む新品種等を活用して新商品や新産業の創出を図るため、機能的農産物の安定供給等を行う産地の体制整備を支援するとともに、地域の給食、商工業、観光等における地場農産物の活用を進めるため、地域が一九となった地産地消の取り組みを支援する。これらによりまして、原料農産物を生産する産地への支援について積極的に進めてまいりたいと考えております。

○谷本委員 どうもありがとうございます。

しっかりと産地強化は取り組んでいただきたいと思っております。同時に、大規模な農家だけではなく、この農商工連携については小規模農家というものに対する支援も重要になってくると思っておりますが、その点についてはどのように考えられているか、御説明いただきたいと思います。

○平尾政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、この事業を進めるためには、全国の幅広い農林漁業者が参画していただくことが重要だと思っております。特に、小規模事業者の場合は、資金力あるいはノウハウがなかなか難しいというふうなことがありながら、一方で非常にすばらしい資源を抱えているというふうに思います。

そのためには、やはりこういう小規模農業者を束ねる農協が、まずそういう小規模農業者も含めた活動を促していただくというふうなことが重要でございますので、先ほど御説明させていただきました

きましたように、農協の積極的な取り組みを促してまいりたいと思っております。

それからもう一点、小規模事業者が集落営農組織というのをつくっていただいております。そういう意味では、この集落営農組織も本法案の対象とさせていただくということにしておりますので、そういう幾つかの手法を使って、幅広い農林漁業者が参画していただくようにしたいと思っております。

○谷本委員 最後の質問になりますけれども、農商工連携をこれからしっかりと推進していく、その場合には、ただいろいろな案件が出てくるのを待っているという姿勢では、なかなかこれは進んでいかんだろうというふうに思います。農水省、そして経産省一体となつてこの農商工連携に取り組み中で、ある程度やはり目標を持ってそれぞれが取り組んでいかなければ、結果はなかなかついてこないだろうというふうに思います。

この目標に関してはどのように考えられているか、御説明いただきたいと思います。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

昨年施行されました地域資源につきましては、五年間で千件という目標を持っております。現時点でこの法案について幾らというのはなかなか難しい問題でございますけれども、少なくとも五百件とか千件に達するような、そういう目標を持って積極的にPRを行いまして、商工会、農協との連携、あるいは私どもと農林水産省さんとの連携を一層強化して、全国的な取り組みにしていきたいというふうに考えてございます。

○谷本委員 どうもありがとうございます。

冒頭にも申し上げましたが、地方経済は非常に今厳しい状況が続いている中で、このように少しでもそれぞれの地域で明るい芽を出していく、そういう取り組みというのが非常にこれから重要だというふうに思っております。

今、長官からもお話がありましたけれども、しっかりと、一つでも多くの農商工連携の成功事例を出していくように、両省力を合わせて頑

張つていただきたいというふうに思います。
以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
○東委員長 これにて谷本龍哉君の質疑は終了いたしました。

次に、赤羽一嘉君。
○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。
きょうは、三十分間ですが、農商工連携関連二法案についての質疑をさせていただきますと思います。

まず、今、日本の少子高齢化、人口減少化、また公共事業自体も毎年削減される、地方自治体の財政も大変厳しい、こういう大変厳しい状況の中で、地域経済の自律的発展ができる基盤を強化していくことは大変大事なことで、喫緊の課題だということで、今回の試みはよろしいんですが、私は、ただ、これは後々ちよつとゆくり述べますが、何となく話がきれいにでき過ぎていて、ほんまそんなにうまくいくのかな、また経済産業省得意の少し前のめりになっているんじゃないかなというふうな、ちよつとそういう思いがするので、その辺について確認をしたいと思っています。

まず最初に、企業立地促進法、これが昨年制定されました。まだ施行から一年たっていないんですが、その法改正ということが出されているんですが、この企業立地促進法、相当計画なんかも出ているというふうにも聞いておりますので、まず、この企業立地促進法自体の現状の状況とその評価についてお伺いをさせていただきます。そして、どこが足らずして、一年たらずしての法改正を提出するに至ったのかということと二段階目の質問としてお答えをいただきたいと思えます。事務方でも結構でございます。

○勝野政府参考人 お答え申し上げます。
企業立地促進法の施行状況につきまして、私の方から御説明申し上げます。

昨年の六月から企業立地法を施行してございまして、地元で地域活性化協議会をつくって具体的な計画をつくっていただいて、国の方に同意を求めるところという手続でございます。
各地域において非常に活発な取り組みが行われているわけございまして、十九年度末までに国の方に基本計画ということで提出がございました件数は四十二道府県百八件ということで、極めて活発な取り組みが行われている、こういう状況でございます。

○赤羽委員 順調に四十二道府県から百八の計画が出されているという中で、今回の法改正で新たに農業、水産関連業種や小規模企業の企業立地等に対する支援措置を追加する法改正を提出するに至った背景とか、どうも小規模企業の企業立地というものが何となくよくわからない部分もありまして、この点について、提出の背景とか意義についてお答えをいただきたいと思っています。

○甘利国務大臣 企業立地促進法というのは、企業でありまして、地域の主力産業というのは、従来からあるのは農林水産業であります。食料品製造業等の、つまり一次産業にかかわる企業、製造業、これがやはり地域振興には、一次産業にかかわっている製造業ということで地域の経済の牽引役になるし、そういう企業立地が地域に有利であると思えます。現に一次産業がそこであるという中で加工業があるということですね。

そういう点からだと思いますけれども、農林水産関係産業に対する支援措置を拡充してほしいという要望が従来からかなり多く来ておりました。ということで、農林水産関連産業の立地を後押しするという意味で、ここを深掘りする、税制や交付税等の支援措置の拡充を行うことにしたわけでありまして。

農商工連携というのは、製造業の立地よりももつと一次産業に寄って、農林水産業にかかわる者が中小企業と連携をして、一次産品の加工、新商品開発ということではなくて、一次産品そのものの自身を、新しい売り方とかアピールの仕方とかいうことも含めて市場につなげていくということまでカバーしていくという意味合いがあるわけでありまして。

あります。

先ほど申し上げましたけれども、どちらかというと、経営感覚ということとはそんなに密接に絡んでいなくて済んだ一次産業、農林水産業に、ぜひ、こういう事例とか成功例を身近に感じながら、経営していくという感性を持っていたいただきたいというのが農商工連携にかけられる私の思いであります。

ですから、従来カバーできない穴をふさぐという意味と、立地の特性から期待される製造業等については深掘りをするということ、それから、そもそも一次産業自身に経営するという感性を持つてもらいたい、そういうのもろもろの思いで改正案と新法とを提出させていただいた次第であります。

○赤羽委員 今の大臣の御答弁と少しかぶるかもしれませんが、企業立地促進法とは別に、先ほど中小企業庁の長官の御答弁にもありましたが、昨年、中小企業資源活用促進法というものも制定しました。これは、原材料を加工しなければいけないというような、何でそんなことをつけたのか、今になるとよくわからないな、こう思うんです。

そういったことが出て、これも事業計画、私が知る範囲ではもうこの半年間で三百件を超えるようなものが出ていて、こう聞いておりますし、また、農林水産省の方も、昨年、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律というのも制定されて、それなりの試みがされている。これも、開始後一年たっていない中で、いろいろな試行錯誤の中で新しい法律が必要だということと今回出されたんだということだと思えます。

こういったことが地域産業振興策、現場に聞くと、いろいろなものが出てきて混乱が生じるとか非効率性につながるような心配ということについてはどのように考えられているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○甘利国務大臣 似たような法律がいっぱい出ている、出す方はわかっていても、利用する方は混乱

を来すのではないかと、そういう心配はあると思えますし、いろいろ組み合わせることができることもあろうと思えますが、その辺は、現場の担当者がわかりやすく説明をしようと思っております。

地域資源法というのは、県ごとに地域資源を認定して、それを活用した新商品開発型の、いわば製造業にフォーカスを絞っているといいますが、それを行って、もちろん製造業以外に観光とかいろいろなものがありますけれども、そういう整理。それから、今度の農商工連携に関して言いますと、一次産品をそのまま活用できる。つまり、もつと言え、農家の方に重点を、地域資源法よりは農家に視点を移しているわけでありまして、地域資源法では農林漁業の経営の改善に資する取り組みというのは含まれていない。経営の改善という一次産業本来を元気にするという視点をかなり盛り込んでいるわけです。

では、もつと端的に、片方は物をつくってやっていく、片方は一次産業の経営改善だということにきれいに仕切った方がいいとおっしゃるのかもしれないけれども、そうすると、これは経済産業省の所管ではないわけでありまして、農林水産業の経営改善ということだけでいけば、これは農林水産省の所管になるわけでありまして。

それで、経営する、企業経営的に見るという感覚からすれば、少し意識が薄い関係者にそういう感覚を磨いてもらうというのは、施策として、いきなり経営改善をやりますというよりも、こうやっていくと自然にようになりますよという事例を通して、例えば経営にITをもつと導入していくとか、市場を見越したマーケティングをやるとういう感覚というのは磨かれてくると思うんですね。いきなり施策だけつくって経営改善施策ですと言つても、あしたから企業経営的にやりなさいと言つても、なかなかそううまくはいかない。

ですから、実際の商品や市場につなげていく成功事例を身近にたくさん置くことによって、さらに企業経営的な感覚というのは実感できるんじゃないかということだというふうに考えており

ます。

幾つもある政策が、混乱して政策効果を発揮できないというようなことにならないように気をつけて取り組みたいと思っております。

○赤羽委員 ぜひ整理をしてというか、現場は、多分、県庁だったところが対応するのかなという、経済産業振興局と農産物とか局というまた全然違う部でやるような話になるので、その辺はぜひ配慮して施策を進めていただきたい、こう思います。

私は、今回のこの趣旨というのは非常によくわかるし、いい話だと思っております。ただ、私は、農業の専門家ではないんですが、一次産業にかかわる人もっと経営意識を持つということはずごく大事だと思えますが、こういった発想が農林水産省から発せられているものならば、もう少し確かなのかな、こう思うんだけれども、どうも経済産業省から発せられていると、農林水産省も、何となく、しやうがないからつき合っていくかみたいな乗りだと思ひな。

私がなぜそう思っているかといいますと、日本の農業というのは根本的に欠陥があると私が思っているのは、農業は産業じゃないと思っているんです。青年が学校を出て、いいものをつくりたい、いい農産物をつくりたいといつて就職するところというのはないんですよ。日本一の米をつくるためにどうするかというと、極端な話、農家の婿になるしかない。だから、ここに私は根本的な問題があると思うんです。

やはり産業化しないと、それは、いろいろな抵抗があるのは承知で言っているし、その立場がわからず言っているかもしれないけれども、産業化してないといふと、どこまで行っても生産主体者が農家であつたりすると、私は、このせつかくのいい企画も共倒れになつちゃうんじゃないかと。

経済産業省というのは、ある意味じゃ、食品で話すとすれば、食品製造メーカーというのは厳然とあるわけですね。そのパートナーは、現状でいくと農協しかないですよ。農協が農家を束ね

て窓口になつてゐる。しかし、さつき農協の役割というのを三つ農水省からお答えになつていただけども、これを本当にやろうと思つたら、農協自体が本当に生まれ変わる気でやらないと、だつて、今まではほとんど何もやつてきていないわけですよ。

例えば、食品の輸入と輸出という数字を見てびっくりしたのは、輸入は八兆五千四百三十億円あるんだけれども、輸出は五千六百一十一億円しかないんです。八兆円も輸入超過しているんですよ。それだけ輸出するマインドというのがないのが現状だと思ひます。

ただ、日本という、日本の食品製造メーカーは、私も三井物産時代にかかわつていたからあれなんだけれども、世界で一番の清潔度で、一番安全で、一番手の込んだものをつくつてゐる。これが世界のマーケットで通用しないわけがない。だから、今回のねらいというのは非常にいいんだけれども、肝心の生産主体者の方にそういう改革をしていく気概があるのかないのかということについては大変心配するんですね。

だから、輸出というのを一生懸命経済産業省がやろうとしてゐても、農水省の傘下である農協であり農家という生産主体が相変わらず生産主体であり続けるというような感覚であると、これはなかなかうまくいかないんじゃないかなというように思ひがあるんです。

先ほど今村副大臣の御答弁の中に、日本の農業を守ると言われて、よく農業関係の議員の人は農業を守る、守ると言うんだけれども、農水省も言っているけれども、私は、今こそ攻める農政をやつていかなくちゃいけないんじゃないか、口で言つていても攻める体制にはならないと思ひますよ。

だから、本当にここは、せつかくのこの法案の提出であるし、一緒にやろうとする、小さな一歩かもしれないけれども、ぜひ大きな改革につなげていつていただきたいと思ひますが、この点についての農水省の、今村副大臣にわざわざお越

しいたゞいて感謝しますが、御答弁をいただきましたと思ひます。

○今村副大臣 ただいまの赤羽委員からの御意見、まさに私も大変うなずけるところがあるわけでございます。

先ほどの答弁でも申しましたが、昔は、日本の農業はつくればよかった、そうしたらだれかがやはり買つてくれるということでありました。しかし、今、日本の農業を取り巻く情勢は大きく変わつております。海外からもいろいろなものが入つてくる。そしてまた消費者の皆さんの志向が大いに変わりました。だから、これからはやはり消費者を見て農業も取り組まなくちゃいけないということ、ここに大きく今農政の転換を図ろうとしてゐるところでございます。

今回の法案も、先ほど甘利大臣も言われましたとおりでございますが、既に農家の中でも、例えば、今、直売所というのがございます。そこには自分の名前を書いて売るわけですね。そうすると、やはりその売れ行きというのが非常にはっきりわかるわけですね。ああ、これが売れたかと。今度は少し落ちる、どうしてかな、こういうことで問題があつたと言われると、では、それに合わせて農家もまた違う、少し改善をして売る。そういう市場との結びつきというのは非常に今強くなつてきているような気がいたします。

そういう意味では、ぜひ今後も、これから何をやるか、どのようにまたそれに付加価値をつけていくか、そしてどのようにまたそれを販売していくかといったこと、こういうことをしっかりと農家の方に風を入れて、農家の皆さん方もこれはおもしろいなという意識を持つていただければ、私は、やはり日本の農業はまたさらに生き返るんじゃないかと。

特に、最近ではネット社会ということもございまして、ちよつとしたいいものをつくればもう全国的にこれは広がる、そういう爆発的なポテンシャルも持っているわけでございますので、そういうことを頭に置きながら、ぜひ今回のこの

法案をまた一つの大きな推進力として、そういう農家が本当に生き生きとした農産物をつくつていけるように頑張つていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○赤羽委員 力強い御答弁、ありがとうございます。

農政の専門家の今村副大臣にそういう答弁をしていただくと大変心強いですし、すぐにはいかなと思ひますが、日本の農政の五年後、十年後を展望して、農業に従事したいという青年も数多くいるはずなので、ぜひ、その人たちが胸を張つて就職できるような産業構造にしていきたいなと。結婚しなければ物をつくれなとか、農家に入らなければいけないというような話というのは究極的にやはり行き詰まつてしまふのではないかと、私はそう思ひます。

日本の農産物の産業化とか輸出をふやすということになりますと、私は、国内の農産物の高付加価値化、ブランド化の推進と海外での積極的な市場開拓、この二つがやはり相当喫緊な課題になる、こう考えております。

実は、大臣も海外に出張されたときも思われると思ひますが、どこに行つてもやはり日本食というのは今、健康、ヘルシーフードということで物すごい定着している。ところが、本場の日本食レストランというのは大変高いもので、韓国の方とか、何か日本食とはちよつと違うんじゃないかという人たちがレストランをすごい数で展開している。また、外国人が来られて、お酒を飲まれる方は日本酒というのは大変おいしいと言われているけれども、海外で日本酒を飲むことというのはなかなかできないとか、せつかくの素材が生かされていないし、もつといい素材をブランド化できるというのでは数多くあると思ひます。

最近、イチゴの「あまおう」ですか、その話も聞かせていただいて、ああいうことというのは潜在力があると思ひます。しかしこれを、具体的に、潜在力があるんだと言つていても全く前に進まない話なので、私自身は、例えば、経産省でいうと

海外にジェットロという拠点があるし、国土交通省的にはJNTOという観光振興の出先があります、またあと国内でも日本フードサービス協会です、そこに、日本食の海外普及事業をやっているようなところもある、そういったことをもう少し絡めて取り組みを進めていかなければいけないんじゃないか。

そこによって官の取り組みができるのかというの、難しいかと思いますが、こういったことについて、ブランド化と海外のマーケット開拓について経済産業省と農林水産省、それぞれどのような支援を講じようとしているのか御所見をいただきたいと思います。

○萩原大臣政務官 先生、先ほど来お話しのとおり、攻めの農政という上でもやはりブランド化というのは大変重要なことだと思っております。農林水産品がブランド化して付加価値の高いものを生み出していく、これは大変重要なことだと思っております、そしてさらに、そのブランドを適切に管理して効率的に活用していくということも重要だと考えております。

こうした取り組みを円滑化するために、平成十八年度から地域団体商標制度を実施しております、既に農林水産品にしましては百四十六件の登録をされているところでございます。

さらに、こうした農林水産品を活用いたしまして、新商品等を創出する取り組みの支援策といたしまして、平成十九年度から取り組んでおります中小企業地域資源活用促進法に加えて、今般御審議をいただいておりますこの法案を中核として、ブランド戦略、マーケティングの専門家によるきめ細やかなアドバイス、また試作品の開発、あるいは先ほどお話ししました海外を含めた展示会への出品に対する補助、低利融資あるいは設備投資減税など、さまざまな施策を総動員いたしまして支援をしていくこととしております。

いずれにしても、このような施策を通じて、農林水産品のブランドの確立、またブランド力の強化に向けた取り組みを進めてまいりたい

と考えてございます。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、地域の農林水産物のブランド力を高めることは、その価値を内外の消費者に伝えることでございまして、農林水産物の国際競争力強化や地域活性化につながるものと認識をしております。

そこで、農林水産省におきましては、地域の農林水産物、食品のブランド化を促進するために、地域における取り組みを支援しているところであります。

具体的に申しますと、昨年十一月に、地域ブランド化の取り組み主体とそれを支援する人々が集まりまして有益な情報交換あるいはノウハウを交換する食と農林水産物の地域ブランド協議会を設置し、その活動を支援しているところであります。

また、品質がよく特徴的な地域ブランドを確立するために、当該地域ブランドのコンセプトの設定から、品質、名称管理、マーケティングに至る一連のプロセスを一貫してアドバイスいたしますプロデューサーの招聘、こういったことを内容とします農林水産物・食品地域ブランド化支援事業、さらには、農商工が連携をしまして国産農林水産物を活用した新商品開発などを支援します食料産業クラスター展開事業などを実施しているところであります。

さらに、ブランドを保護するためには、地域団体商標の取得が有効であるというふうに考えておりまして、経産省と連携をいたしまして、地域団体商標制度を含む地域ブランドに関するセミナーを各地で開催し、関係者への普及に努めているところでございます。

なお、輸出については別途答えます。

○小風政府参考人 それでは、私の方から輸出に関する取り組みについて御説明いたします。

青森のリンゴなど、日本の高品質の農林水産物は海外でも高い評価を得ております。こういう農林水産物を含む地域産品の輸出ということは、農商工連携の取り組みの中で地域活性化を図る上で重要と考えております。

農林水産省といたしましては、官民の関係者の協力を得まして、動植物などの検疫の協議の加速化を通じて輸出環境の整備、それから品目別の戦略的な輸出促進、意欲ある農林漁業者などに対する支援、それから、お話しございました日本食、日本食材等の海外への情報発信、こういうものの取り組みを進めているところでございます。

今後とも、こうした対策を総合的に講じまして、農林水産物の輸出の取り組みを強力に支援してまいれる所存でございます。

○赤羽委員 そういう農水省のお取り組みが、それをやったというところで終わらなくて、ぜひ成果が出るものにつなげていただきたい。

これは本当に大事な、農政の方が大事だと思うので、今村副大臣に一点だけ。

新しい法律ができるんだ、新しいことが起こるんだということを徹底することは必要だと思うんですね。全中というんですかJAの全国の会合に副大臣が、新しい法律ができたんだ、これからやるんだということを、ぜひそういう機会を持つべきじゃないかと思うんですが、その点だけ、御決意を。

○今村副大臣 全中には、そういう話は私の方からも重々しております。

そして、二、三、例を申し上げますが、私の地元では、実は農協が中心になって、佐賀県産の佐賀牛を使ったレストラン、東京のど真ん中でやっておりますが、大変これは好評なんです。そういうことによつて、全国に佐賀の農産物、牛肉等の発信をしております。それを見ますと、皆さん自信を持って取り組んでおられます。

それから、先ほど輸出の話も出しましたが、本当に灯台もと暗しといいますが、日本の農産物のす

ばらしさというものは私たちが意外と知らないんです。海外に行つて食べさせると、いや、こんなにいいのかというのを、よく皆さん感心していただけます。ですから、我々は、これからできるだけこれを食べたいだいて、そして、うまいじゃないか、日本のこういううまいものをどんどん入れてくれという世界の皆さんのニーズをとにかく高めていくということが一兆円あるいは二兆円というところにつなげていくんじゃないか、そして、それが農村の自信につながっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、今委員の言われたことをしっかりと踏まえて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○赤羽委員 これが本当にうまくいけば、私は、観光政策にも相当プラスになるんじゃないか、こう考えております。

ぜひ、そのことも踏まえて、最後に、経産大臣に総括的に御決意をいただきたいんですが、そのときに、ちょっと一点だけ。食品製造メーカーなんか、現場へ行きますと、おばあちゃんばかり、プラス外国人という現状なんだと思うんですね。これは、今後、今すぐにはできないにしても、五年先ぐらいを想定して、この前も言ったかと思いますが、単純作業の外国人労働者ということも少し検討していく。これは労働行政かもしれないませんが、経済産業行政とも全く裏腹な話で、食品メーカーなんかとか繊維メーカーというのはこういう部分がないと日本としてはやっていけないんじゃないか。

ですから、この農商工連携をうまくさせていくためにも、今答えを出すということよりも、そのことも検討していくということは私は必要なんじゃないかと思うんですが、その点、大臣の御見解もいただいて、この農商工連携にかかわる決意を伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 農商工連携というのは、省をまたいでいろいろな知恵を合わせる、施策のコラボレーションを行うということに道を開くものであらうと思います。企業経営の感覚にはなかなか

れ親しんでなかった分野の方々が、そういう取り組みを通じて自分のところの農林水産業の課題というものを洗い出せることになれば、それは農林水産業のいろいろな意味での高度化への処方せんが描けるんだというふうに思います。

食品産業については、そこに原料となる食材、農林水産品を持っているという強みがあるんだと思います。そこで働いている方々が高齢化をしてくている。もちろん、これからは女性と高齢者、それから職についていない若者を就業への道につなげていくということが大事なわけですが、外国人につきましても、高度技能ということで門戸を開く、あるいは研修制度の中で位置づけているわけでありまして、それは送り出す方と受け取る方がきちんとした枠組みの中で行うということが前提でありまして、これからどういう形にしていこうかというのは、いろいろと検討の余地があるかと思っています。そういう前提となる課題を含めて、今後とも検討されることであろうというふうに思っております。

○赤羽委員 外国人労働者の問題は所管外かもしませんが、ぜひ産業界の方からもよくヒアリングをしていただいて、前向きに御検討いただきたい。

ありがとうございます。

○東委員長 これにて赤羽一嘉君の質疑は終了いたしました。

次に、古川元久君。

○古川(元)委員 民主党の古川元久でございます。

まず最初に、今回の農商工連携法案、これも地域活性化の施策の大きな一つというふうに政府は出しているんだと思いますが、もう一方で、地域力再生機構法案という法案が、これはこの委員会じゃなくて内閣委員会ですか、かかるようでありまして、この関係がどうなっているのか、まずその点について御説明いただけますか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の地域力再生機構法案でございますが、

今回国会に法案を提出させていただいているところでございます。地域力再生機構が事業再生の支援を行うわけでございますが、その際には、今般の農商工等連携事業計画を含めまして、さまざまな施策との連携を図っていくというのが大変有効な場合がございます。

したがって、機構の活用を希望する事業者について、例えばこの農商工等連携事業計画の認定を受け、さまざまな施策の活用を図ることが有効、そういう場合に関しましては、事業再生上の手法の一つとしてこれを十分活用していくという形で連携を図っていくというものでございます。

○古川(元)委員 山崎さんは、こよりも、早く厚生労働省に帰ってきちんと、まず自分のもとい役所をしかりしてもらいたいという感じがしますけれども、今の話も役所の視点からなんですね。

私も今回この法案を見て、この話というのは、もうちょっと中小企業とかのやっている視点で考えてみないとわからないんじゃないか。これは、あそこにお座りになっている安井先生にやっていただくのが、この法案が本当にワークするのを図る、一番いいんじゃないかなというふうに私は思います。きょうは、そういう視点からちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

例えば私が、地域の、田舎の方のもうからない、借金が丸抱えでどんどん積み重なっている、でもやることのできないような、多分この地域力再生機構法の想定するような、例えば地域のバスとかタクシーとか、もうその会社以外はないみたいなか、そういうのをやっている経営者だとしますね。ほかに何か産業といったら農業があるくらいかと。

今回の農商工連携というのは、大臣、要するに新しい事業として農業とかに入っていくとしたときにそれを支えようというものでしょう。もう今のやっている事業ではなかなか採算なんかとれないな、では、ほかにもうける口としたら農業の方に入っていくかというように考えたとき、

きに、その経営者の立場に立ったときに、今山崎さんはこちらに話があればと言いましたけれども、その経営者は本当にそこに行きますかね、機構の方に入っていくますかねと思うんですね。

これは、機構に行ったら、当然、普通考えれば、今の経営者はまず首ですね。要するに、このままの事業で何もやらないで、というか、いろいろ考えてきたのかもしれないけれども、こういう経営状況が悪くなっている状況になっている。なれば、私が経営者だったら最初にこの再生機構に走り込もうとするかというたら、まずそうじゃないですか。やはり何とか自分のポジションは維持できながら、生き延びる道はないか。そして、目の前にあつたら、この農商工連携、ああ、何かこれは助けてくれるのか、では、こっちに行こう。普通だったらそういうふうに見えるんじゃないかと思えますけれども、山崎さん、どうですか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

さまざまなケースがあると考えます。確かに先生おっしゃるとおり、例えば自分の事業をどう展開するかという点で悩みがあった場合は、当然、その事業関係で相談に行くというケースがございますし、機構の場合については、むしろ、その上過大な債務を負っているケース、そういったケースが基本的には対象になってまいりますので、いわば、そういう相談窓口というのは、さまざまなケースで当然幅広く受けとめていくということが非常に大事だと思っております。

したがって、もちろん機構に来るケースもございまして、私どもに来た中でむしろ別の方がふさわしいのであれば、そちらへ我々も紹介するということになりまして、逆にほかの窓口から御紹介いただくという形で、これは相互に連携していくという形でいろいろなニーズに対応していくのではないかと考えている次第でございます。

○古川(元)委員 それは役所の立場なんですけれども、

私は、今言いましたけれども、そういう立場に置かれている中小企業の経営者だったら、こういうのができました、では、自分はどこに行ったらいいの、どういう施策を選んだらいいの、そうやって駆け込んでいったらどういふに扱われるの。こういう法案を出しているんだつたら、中小企業の経営者の立場に立つたら、いや、あなたはそういう状況だったらこういうところへ来てもらえば、こういう形で提案をされて、こういう順番で、まずは農商工連携の事業をやつてもらう、それでもだめだということになったら再生機構、そうなるのか。あるいは、まずは再生機構で、あなたにやめてもらつてから、新しい経営者を立ててから、それで、事業としてこの農商工連携のこれを使えるんだつたらこっちに行く。どういふふうに使われるんですか。私がこの経営者だったら、この法案と、あと再生機構、ほかにいろいろありますけれども、どういふふうに扱われるんですか。ぜひそれを教えてください。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

さつき副大臣の方から答弁いたしましたように、農商工連携を広く普及させるという観点で、全国三百カ所に地域力連携拠点というのをつくらう、そこで農協とも連携してワンストップサービスをつくっていくというお話もさせていただいたところでございます。地域におられる中小企業の方が何かお困りの点があれば、そのワンストップサービスのところにはまず御相談いただければ、そういう体制をつくっていくというふうに考えてございます。

そこで、再生が必要ならば地域力機構に行つていただくとか、あるいは農商工連携が向いているようなことであれば、農商工連携法の仕組みを御説明して、ハンズオンできめ細かく支援していく、そういうようなことに対応していきたいというふうに考えてございます。

○古川(元)委員 そうすると、再生機構というのは後に来ることですね。まず最初はそちらに行けということですね。そういう認識でいいわ

けですか。

○甘利国務大臣 地域力連携拠点というのは、何でも相談ができるという箇所を三百カ所つくりました。経営に関する人材もそろえました。

再生機構と再生協議会というのがありますけれども、前、中央の組織があって、その地方版というのでできたのが再生機構。それで、再生支援協議会というのは、中小企業を専門に扱っている全国の組織が昔からあって、それを束ねる中央組織をつくったわけでありまして。

ですから、再生に関しては二つできているという状態なんです。このすみ分けは、再生支援協議会は、内科療法的に、中小企業の相談に乗って問題点を分析して処方せんを描く、再生機構の方は、どちらかというと外科療法的で、規模でいえば中堅から上、それから、面的な再生と三セクを中心とするという基本的なすみ分けをしております。

でありますから、三百カ所の相談拠点に行つて、企業経営自身の問題点で処方せんを描く必要があるというときには、地域中小企業再生支援協議会の方と相談するのが順序かというふうに思っています。

○古川(三)委員 大臣、いいですか、今のすみ分けというのは役所の方の視点でしょう。中小企業の経営者の人たちは、役所のそういうすみ分けなんかよりも、目の前、特に、経営がどんなよければいいですよ、逆に言えば、この農工商連携だつて、今の本業でどんなふうまわっている人が、別にわざわざまたこまで手を出そうかと余りしないですよ、普通。大体、じゃ、これができたからやろうかという人は、今やっているビジネスがなかなかうまくいかないから、じゃ、今度はこつちをやってみようかということやるわけでしょう。

中小企業のオーナーとかそういう人たちの視点からしてみたら、今はもうとにかく日々の仕事が大変なわけですから、そこを切り抜けていこうと思つたら、そんな役所の仕切りでそこは仕分けし

ていますというのでは、これは後の質問にもつながりますけれども、とにかくこういうのは、余りにたくさんあつて、役所の方では仕分けがされていくのかもしれないけれども、経営者の立場に立つたら、何がかわけがわからないと思うんですね。

今の国会に出てきている法案で見ればまさにそのころころありますが、これは今までの施策でもそうなんです。毎年毎年、今回の法案との絡みの話でも、中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用プログラム、これは昨年始まったばかりですよ。それにまた、中小企業新事業活動支援法に基づく異分野連携事業分野開拓支援事業とか、ここ数年、毎年のように似たようなのがどんどん出てきているわけですよ。

役所からすると、中小企業対策、やっています、やっています。これも新しいのをやりました、これもやりましたと言いますけれども、中小企業の、日々仕事に追われ、資金繰りに追われている人たちからしてみると、それが一体、本当に自分をどう助けてくれているのか、役に立っているのか。これはどうも、中小企業の施策、それこそ地域の振興だ、産業施策だという施策の中を見ていくと、何か、役所の側がやっていますよという姿勢を見せるだけのような感じしか見えないところがあるんですね。

本当にそれが役立っているんだつたら、確かに経済状況はこのところ悪くなってきたかもしれないませんが、中小企業の倒産がどんどんふえていくというところは、これだけ毎年毎年新しい施策をやっているわけですから、逆に言えば、それが効果があるんだつたら、あんなに倒産しないはずだと思ふんです。倒産がふえても、一方で新規事業がどんどん新しくできて事業者数がどんどんふえているという状況ならいいですよ。そういう状況でもない。新規の事業はどんどんふえていかない状況の中で、倒産する方ばかりふえている。

これはきのう、そういう中小企業地域振興の施

策にどういうものがあるのか一覧を持ってきてと言つたら、本がありますからといって、このガイドブック、大臣も見られていると思いますけれども、中小企業の人たちが読んで、これを見て、じゃ、自分はこれにアプライしようかとかそういうふうには思うかというところ、大体、まず読んで時間がないと思うし、読んでもよくわからないんですよ。そういう人はとにかくなんでも相談ホップラインに行けばちゃんと丁寧にやってくれますよといふかというところ、そう簡単でもないんですね。

実は先日、例の建築基準法の、まさにこれは官製不況だと思ひますけれども、それに伴つて融資枠を拡大して、そのための手当てがちゃんとありますからというところに、ある私の支援者の人の企業で、仕事が入ったからと融資の申し込みに行つたら、いや、おたくは借り入れが多いですから貸せませんと言われた。要は、枠を広げたつて、この状況ですからすぐ貸してくれないというわけじゃないんですね。

だから、何か形だけやっておけばあつたかもそれで手当てをしているのかのように見えていますけれども、現実にはそれがワークしているかどうか。大体、そういう検証はどれくらいされているのか。さつき申し上げたような直近にできたような法律に対して、その効果はどれほど上がっているのか。それと今回の法案との関係というのはどうなっているのか。この点について、どういふふうになにやらと分析しているんですか。

○萩原大臣政務官 これまでの施策の検証、評価ということをごさいますけれども、今先生御指摘のように、経済産業省ではこれまでさまざまな支援策を用意、実施してきたところでございます。例えば、中小企業新事業活動促進法につきましては、平成十七年の施行から現在までに四百六十二件の事業を認定し、支援をしているところでございます。また、中小企業地域資源活用促進法につきましても、昨年六月の施行以降、既に三百二十八件の事業を認定し、支援をしているところで

ございます。

さらには、商工会また商工会議所が中心となりまして新商品等の市場開拓などを行う取り組みに對しまして、JAPANブランド育成支援事業、これは百八件、また地域資源の全国展開プロジェクト、これは四百四十件、こういったことを展開しているところでございます。

このように、現在の制度は着実に実績を上げてきていますところでございますけれども、中小企業新事業活動促進法につきましては、天気、天候などのリスクを踏まえた農林漁業者向けの支援措置が講じられていなかった、また、既存事業と異なる新しい事業を起さなきゃいけない、こういうことが求められておりましたので、農林漁業者にとりましてはややハードルが高かつたかなと考えております。

さらには、中小企業地域資源活用促進法の支援対象につきましては、農林漁業経営の改善に向けた農林水産業の高度化に資する取り組みというのは含まれておりませんでした。また、新商品等の生産活動が地域資源の存在する地域でしかできなかったわけでございます。こうした御指摘が事業者また現場からありました。

本法案では、新たな事業分野の開拓、また、事業活動地域の限定等を設けない、こういったことを行いまして、中小企業者の経営の向上のみならず、農林漁業者自体の経営の改善に資する新商品の開発等の取り組みを新たに支援したいと考えてございます。

○古川(三)委員 それだつたら、その法案を出すときにどうして農林漁業と入れなかつたんですか。地域で産業といつたら、ほとんど農林漁業ですよ。そんなこと、施行して一年もたたないとか、一年や二年たつたぐらいで、わかりました、それで今回やりまふ。前の法案のときに、どうしてちゃんとその中に入れられなかつたんですか。

○萩原大臣政務官 繰り返しになりますけれども、これまで、新しい事業を始めていく上で、や

はり天候のリスク、こういうことの支援措置が講じられていなかった。また、やはり新しい……(古川(元)委員)違う。聞いているのは、どうしてそれがそのときにちゃんと、問題点とか、そのときに入っていないかつたのかということ。想定可能でしようということ(と呼ぶ)

いずれにしても、天候のリスク、こういうことが考えられていなかった。また、やはり新しい事業を開拓しなければならなかつたということが考えられて、改正をお願いしたいということでございます。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

昨年度、企業立地法と地域資源法、もう一個で大綱三法ということで法案をつくらせていただきましたけれども、当時、地域をいかに活性化するか、地域の産品あるいは地域の伝統技術、これはもともと産地とかいろいろあるわけでございます。それから産地と観光資源、これを活用してやろうというふうなことで、地域を活性化するためにはその地域でやってもらわなきゃいかぬ、そういう思いが非常に強くあつたわけでございます。

それを運営してみますと、産業活動というのが非常に広がっております、例えば、北海道でとれたものを熊本で加工して売りたいというふうな案件も具体的に出てきたものですから、それに合わせて、先ほど大臣の方が申し上げましたように、農業に企業経営の感覚を入れていきたい。例えば、農業自身IT化を進めるとか、そういうふうな課題が今回浮き彫りになりましたものですから、新たな法律をまさに農林水産省さんと一体となつてやつていこう、そういうつもりで今年度出させていたいただいているところでございます。

○古川(元)委員 今、後ろから近藤委員が言いましたけれども。

霞が関でいえば、要は、農水省とそのときに話ができなかったということなのかもしれない。逆し、それがもしできていたとしても、逆に、その前の法案を出すときに、そこまで想定できないようないかげんな詰め方だつたら出してくるべき

きじゃないですよ。何度も何度も似たような法案を、使う方にとってみたら、何かさっぱりわけがわからない。

やはりそこはきちんと本来詰めてきて、今のお話にあつたような話というのは、別に大臣、突然去年からことしになつて北海道から熊本エリアが必要になつたと、そんなことがわかつたわけじゃないでしよう。そんなものはもう何年も前からわかつてはいるわけだし、現実には農水省の中にもある程度やつてはいるわけじゃないですか。

要は、今まで農水省と経産省の連携が悪い。

私なんか、今回の法案は農商工連携というよりも農水省と経産省連携法案じゃないかと思うんですよ。今まで、もとは一緒だつたけれども分かれると、近親憎悪で大体體が関は仲が悪くなつて、お互いに相手の領域には一歩も足を入れさせない。そういうことをやつてはいるものだから、商工会、JAとかがばらばらに、農業と商業の末端の方まで。上ではまだ、けんかしながらでもお互いにお向かいさんだから話もするけれども、下に行けば行くほど、地方に行けば行くほど、話もしない。こういう状況をつくつてきたのが、これは経産省の責任でもあるし農水省の責任でもあると思うんですよ。

今回の法案というのは、そういう意味では、いわば今まで、末端の方でいえば、事業をやっている人から見れば、それは商業も農業も関係ないですよ。つくつてはいるものが全国でもあるいは世界でも売れるんだつたら、それを売りたいと思う。そこに、そんな発想がなかつたというよりも、そういう発想をさせないようになつてきた役所のそういう仕組みが悪かつたんだと思うんですよ。

そういう意味では、この法案というのは、そういう農水省と経産省の今までの障壁を一步取り除く法案じゃないかと私なんかは思つていますけれども、大臣、どうですか。

○甘利国務大臣 地方に最近、道の駅というのが整備されてきてまして、そこに農産物の直売所ができるんですね。そうしますと、農家のお父ちゃん

とお母ちゃんの言っていること、感覚が全く別になるんですね。

お父さんは、農業とは、いいものをこつやつてつくるんだと、経験と勘によるうんちくがある。お母ちゃんの方は、消費者と接していますから、いいから売れるというんじゃないわよ、あなた。どういうところがいいかをどうセールスブックで売り込むかとか、並べ方とか見ばえとかラッピングとか、そういうのが大事なものと。お父ちゃんとお母ちゃんの言うことが全然違うんですね。お母ちゃんは市場と接しているからなんです。

私は、農業といえども産業ですから、お父ちゃんとお母ちゃんの両方がセットになつた感覚をいつも持つていこうということは大事なんです。というのは、日本の農産品というのは私は世界一だと思ひますよ。それは厳しい消費者の目に鍛えられているわけですから。髪の毛一本落ちていて、それで全部だめになる。工業製品もそうですけれども、農産物は、おいしくて安全で安心。価格競争力という点は劣後するけれども、しかし、別のステージで戦えるじゃないかという自信を持つてもらいたいし、そういうアピールを市場に向けてする、ブランド戦略をする、そういう感覚が大事だと思ひます。

そういう意味では、今回、経産省と農水省がいろいろ突つ込んだ話し合いをしました。今まではできなかったはずなんです。なかなか、ここから先はだれの領分ということになりますし、また経産省のお邪魔虫ということになりますからね。しかし、日本の農業は、さつきから話がありますように、守るばかりじゃなくて攻めていけるんだ、攻めるターゲットはこういうところがあるということとを明確にしていこうという意味で意義のある法案だと思つております。

これは、一次、二次、三次産業がコラボレートをする、それによつて日本の農林水産品のよさというものを市場に向かつてアピールすることを支援していくような仕組みの一つになつていこうと思ひます。完全ではないですけども、まだこれは

入り口かもしれませんが、少なくとも突破口は開けたんじゃないかというふうに思つております。

○古川(元)委員 胸を張るといふよりも、これは大臣、やはり今までの役所のあり方を反省してもらわなきゃいけないんですよ。

大臣も行かれたと思ひますけれども、私もこの前行つてきたんですけれども、徳島の上勝町、葉っぱビジネスの。つまもの。おっしゃるやうに、おばあちゃんたちが目の色を変えてやつていますよ。二十五年前からやつてはいるんですよ。別に農商工連携なんて一々こんな法案を出さなくたつて、やることはもう既にやつてはいるんですよ。

逆に、そのやつてはいる動きをいろいろと阻害していたのが、農水省と経産省とばらばらに、ここはおれのところだ、おれのところだみたいなふうで、逆にそういうことを阻害していた。まずそれを反省してもらいたいですね。そういうことがあつた、しかし、もう民間は先に進んでいる、その民間の動きを邪魔しないようにこういうことをやります、農水省と経産省も手を握るところは握ります、そういうふうにつつてもらわなきゃいかぬと思ひます。

ぜひそのことを、これなんかは立派に言つていきますけれども、私から見ると、現場でやつてはいる人たちから見たら、何を今さらと。そういう思いだというふうな感じのことを申し上げたいと思ひます。

せっかくきよう農水省に来ていただいていますから、限られた時間の中で最後にお伺ひしたいと思ひますが、今問題になつてはいる食料自給率、今回の農商工連携も一つは輸出の促進というのがあつて思ひますけれども、食料の自給率を国として発表している国というのは、世界で日本以外にどこがあるんですよ。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

食料自給率を国として公表しているのは、今のところ、韓国がカロリーベースの自給率を公表し

ているということを承知しておりますけれども、そのほかの国で自給率を国として公表している例としては、今のところ承知しておりません。

こういったことは、恐らく農地がどの程度豊かであつて、自給率のことを心配する必要があるかどうかといったような事情がやはり背景にあるのではないかとこのように理解しております。

○古川(元)委員 日本で自給率、自給率と言ふんですけれども、意外にこれは日本固有の概念みたいなところがあります、国民負担率もそうなんですけれども、国民負担率というの、あれは財務省でつくっているんですけれども、日本だけですからね、ああいうのをつくつて言っているのは、

それで、資料の一と二とありまして、ちよつと二の方を見ていただきたいんですけれども、食料自給率というのは、要は国内生産量を、下の国内生産から輸出を引いて輸入を足したもので割る。分母が大きければ大きいほど自給率は小さくなるわけですね、これは簡単なことでありますけれども、

先ほど赤羽委員の御指摘でもありましたけれども、日本の場合、輸入がとてつもなく大きいということ、一人当たりの食料輸入額でいうとそんなに多くはないんですね。何がとにかく目立っているかという、ほとんど輸出がないんです。ですから、結局、この輸出が極めて小さいということによつて自給率が非常に小さくなっているというのがあるんですね。

だから、もし自給率を上げるということが目的であれば、輸出をどんどん促進するというの、これは自給率アップに物すごく、数字上です、そのことが本当に食料安全保障と結びつくかというの、これはまた別ですが、自給率を上げるということだつたら、これは輸出を促進すればいいんです。ところが、これは資料一の方に戻っていただくと、自給率向上に向けた戦略的対応の強化という中で、輸出というのはその他の一項目でしかないんです。この食料自給率の数字の出し方が、生産から輸出を引いて輸入だということを考

えれば、もつとこの輸出の促進というのが自給率の向上に向けた戦略の中で大きな柱として入つてきてもおかしくないと思うんですけれども、どうしてこれがその他の一項目になつてしまつてしまつていくのか、

○伊藤政府参考人 自給率の向上につきまして、お話のとおり、まずは国内の供給を拡大していくということが基本になりますけれども、当然、輸出を拡大いたしますればそれが国内生産の増加につながつて自給率の向上にもつながる、我々も当然そういうふうな認識しております、自給率向上の一つの重要な施策であるというふうに認識しております。

今資料でお話がありましたけれども、その他という欄に位置づけられているということではございませうけれども、私どもの認識としては、大変重要な施策というふうな認識しております。

○古川(元)委員 役所でその他に位置づけて重要な施策と認識しているというのは、農水省だけの言葉ですか、経産省でもほかのどの役所でも、そんな、その他に入れるのが重要なものとは普通は考えられないんですけれども。

大臣、だからこれは、そもそも本当は、こういう数字で考えると、先ほどもちよつと御答弁ありましたけれども、食料自給率というのをこのように形で出している国自身がほとんどない、世界の中で、しかもこれが、輸出をふやせばそれで自給率が上がるという感じになる。本当にこれを施策目標にしてやるのがいいのかどうかというの、やはりこれは一回内閣の中でもよく考えていただきたいことだと思ふんですね。それは食料安全保障とちよつと違うんじゃないかなと思ふんです。

同時に、少なくとも、やはりこれを見ても輸出が極めて低い、少な過ぎる。だから、例えばこの法案でも農商工連携というのであれば、もつとこの部分の輸出をどれくらい、こういう法律をやるのであれば、目標を立ててこれくらい目指すくらい、やはり戦略目標値を経済産業省としては立てるぐらいのことをぜひしていただきたい。そのこ

とをお願い申し上げます、時間が来ましたので、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○東委員長 これにて古川元久君の質疑は終了いたしました。

次に、下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。

あと三十分でお昼でございますが、大臣、副大臣含めまして、おなががすいたところ申しわけないんですが、いい御回答をお願いしたいというふうに思います。

同僚議員から、いろいろな行き届いた御質問がございました、午後もございませうけれども。私も幾つか聞いています、なるほどなと思ひながら、まず一番最初に私が思うところを申し上げたいと思ふんですが、この連携については非常にいいことだと思ふに思ひます。いろいろな御批判もあつたかもしれませんが、いい方向で動き出しているし、おくれたけれども、結果的に、これから頑張つていい方向になればなというふうに思つています。

ただ、どんな進めていろいろな問題点が出る前に、いろいろな形のフォローをしておいて、そして、結果的には七十点、八十点ぐらいのいい法案になればという希望を僕も持っている一人であります。

まず一番最初に、質問する前に、これは我が党でも当然、僕も個人的にいいと思つていて、賛成ではないかと思ふんですが、この法案が通つた後に、基本方針というのがあると思ふんですね。この基本方針は一体いつごろお出しになるか、まず簡単にお答えいただきたいと思います。お願いします。

(委員長退席、やまぎわ委員長代理着席)

○福水政府参考人 お答え申し上げます。基本方針につきましては、もちろんできるだけ早くというのが大前提でございますが、法律上、経済産業審議会のほかにも林政審議会、農政審議会、漁業審議会、いろいろな意見を聞き、かつパ

ブリックコメントに付して決めるというふうなことでございます。

したがしまして、昨年の地域資源法を見てみますと、五月に法案が通りまして六月末が施行という格好になつてございます。全力を挙げてそういう事務的準備をさせていただきまして、一刻も早くこれが実際に使われるような、そういう方向で取り組みたいというふうに思つております。

○下条委員 ありがとうございます。なぜ私がその部分をお聞きしたかという、まず、認定について統一性というのが必要だと僕は思うんですよ。それはどういふことかという、第三条に、今言つたように、基本方針を主務大臣は公表すると。認定については、四条第三項に「適切なものであること」とだけ今書かれておりますけれども、発表する。今おっしゃつたように、五月等々。それで七月から募集するわけですね。この中にいろいろちよつと入れていただきたい、こういう御要請を僕はしていきたいと思つています。

というのは、何を下条が言いたいかまだちよつとわからないと思ふんですが、一つの事業そして支援事業に対して、お金をそれぞれ百億ずつ出していくという中で、要するに認定のバーが、例えば経産省ではその事業の認定はほとんど通しやえ、いざと言ふかもしれないけれども、農林省のバーが非常に高くて、要するに両方とも認定しなきゃいけないわけでありませうね。ですから、バーの統一性が必要である。

例えば、これは言いくいけれども、東大と京都大学、慶応と早稲田みたいな、これはちよつと早稲田がきょうはいらっしゃるのであれですけれども、それと同じように、通つてくるルートが全く違ふところで一つの事業をやるところの一番の問題は、認定のバーの高さを統一しなくちゃいかぬと思ふんですよ。じゃないと、どつちかに偏つた事業になりやすくなつて、そつちからほとんど回しちゃえ。中小企業の連携で金が出るけれども、中小がほとんどちよつとしかなくて、農林の

方がバーが低いからほとんどそこを通しちゃって、そっち側だけで認定がほとんど通っていつちやう。そうやってきたときに、本来の趣旨とちよつと違つてしまふのではないかというふうに思っています。

簡単に言えば、それぞれの省庁が連携して、先ほども省庁の連携と言っていましたけれども、バーの高さをどうやって同じようにするのか。これは、借りようとか保険をちよつとお願ひしようとかという方が今山のように、目をらんらんとしてこれを持っているわけですね。そのときに、どつちかに偏っているんだつたら、連携しないで別々の法案にした方がいいと思うのであります。

その辺をまず一つ、基本方針に入れていただくことを前提で、長官とそれから農水の方にお聞かせいただきたいと思ひます。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、基本方針の基本的要件につきましては、おおよそ三点を決めていきたいというふうなことで、お互いが連携すること、あるいはお互いの経営資源を活用して新しい商品とか新しいサービス、例えば輸出をするとかITを導入する、そういうふうなことをやっていただく。それから、両者がそれぞれ経営の改善が図られなければいけない。三点目が、それぞれ工夫を凝らした取り組みをやつていただくというふうなことを入れる予定にいたしております。

委員御指摘のように、両省間で判断基準に差が出るというふうなことはしてはいけないというか、私どもも頭を悩ましてはいるけれども、先ほどから私申し上げておりますように、連携ではなくて一体のつもりでやっております。したがって、受け付けも、農政局あるいは私どもの経産局、どちらに出していただいても一回で、ワンストップで終わるというふうなことを考えてございます。

基本方針はもちろんでございますが、委員御指摘の事業計画の認定でございますとか支援措置の

適用に関するものにつきましては、両省で運用マニュアルをつくりたいというふうに思っています。それに加えて、ワンストップであります。経産局、農政局の各担当者は既に研修に入っておりますし、法案が通りますれば、徹底した研修を進めていきたい、周知徹底を図りたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、お使いになる中小企業の方、農林漁業者の方が使い勝手がいいような、そういう仕組みにしていきたいと思っております。

○平尾政府参考人 お答え申し上げます。

今、中小企業庁長官の方から基本的な内容は御説明があったところでございますけれども、私ども、この法案が実効を上げるためには、やはり農林水産省と経済産業省のいずれの窓口に行きましても、ワンストップで事業者の方々に対応できるというのがまず第一だと思っております。それから、御指摘のように、その相談、指導内容あるいは認定に当たつての考え方がびつたり合つていないというのが極めて重要だと思っております。

そういう意味では、両省の担当部局、窓口のところがこの法案をよく理解し、趣旨、内容を頭に入れるというふうなことがまず第一でございますし、また認定の基準を統一して運用していただくというのが重要だと思っております。

ですから、先ほど長官の方から御説明がありましたように、私ども、既に経済産業省と一緒にあります。地方の経産局それから農政局の担当者に対して、この法案の趣旨あるいは内容については説明をさせていただいております。

今後また、研修もきつちやろうと思つていますし、認可に当たつての考え方を定めます基本方針を作成するに当たりましては、経産省の方と私ども十分連携をいたしまして、同じ考え方で基本方針を作成していきたいと思っております。また、マニュアルについてもそこがないように、私どもの方もしつかり徹底させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○下条委員 ありがとうございます。

これからの部分なので、それでもつて基本方針もお聞きしたわけなんです。

私も官僚であつた時代も、おやじが大臣のときにちよつと数カ月やりましたけれども、省庁がかたく肩を抱き合うというのはなかなか難しい。そうしないと本当に、今言いました偏りができてしまふ。それだつたら連携しないで、それぞれの省庁で予算づけをしてそこで終わらせた方がいいというふうになつてしまふと、せっかく皆さんが御努力なさつて、画期的な連携による一つのプロジェクトをつくつて、去年の秋に発表なさつたこれですけれども、趣旨がちよつと薄くなつてしまふというところで、私は心配を兼ねて、今長官と次長の方からおつしやつたように、それぞれが相当研修をなさるといふことの中に、バーといふところの部分を詰めていっていただきたいといふふうに、これからの話なので期待を申して、ぜひお願いしたいといふふうに思つています。

次に、具体的に認定事業者への支援の措置についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

法案をぐつと読んでいくと、それぞれ事業者は、認定を受けると無利子貸し付けがあつたり債務保証があつたり、設備投資減税があつたり低利融資、ある意味でてんこ盛りといふか、相当ががんに行つちやうんだなという感じがしています。

具体的に言つと、例えば八条に載つてゐるのは、債務保証の保険額が例えば別枠で四億円付保になつたり、新事業開拓保険なんというのは限度額が四億円、そして保険料率も少し下げてあげます。これは借りやすくなりますね。

あと、九条には、中小企業センターから小規模企業者、創業者を対象に資金を貸し付ける部分の無利子貸し付けの限度額を二分の一から三分の二に上げる。所要資金の三分の二に上げてしまふ、無利子です。ただ私は、これはぱつと見て、申しわけないけれども、償還期限は同じじゃない

ですか。たしか七年ですね。七年で限度額をがつと上げるということは、簡単に言えば、私も頭が悪いけれども、期限が同じで限度額を上げれば返す金額が毎月ふえていく。二分の一から三分の二に上げるわけですから、がつと借りた場合は、返す金額が同じよりもふえていってしまうという懸念があります。

それから、十条から十三条、これはいろいろ、食品流通改善促進機構の債務保証があつたり。でも、私は一番次のを気にしているんですが、農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金というのは助成法の適用が受けられる。これもいいことなんです。今言つた農業、林業、漁業の部分というのは、今までは、簡単に言えば当該の方々に貸していただけてすよね。漁業なら漁業、林業なら林業で貸していただけて、中小企業も入つてきて、これは事業で認定が出たらいざといふときの審査が果たして、当該の方々と違つた方に貸し付けるスキルのレベルがちよつと違つてくるんじゃないかと。

何で私がこれと言つたかといふと、この間、三月の終わりの方に例の新銀行東京の話がありました。私も財務委員会に入つていまして、これをやれといふことで、都議の方々が何十人も陳情に来たのでやつたんですが、あれは、はつきり言つて石原さんの失敗ですよ。パリバという銀行から都庁が買つて、それをやらせているわけじゃないですか。要するに、素人がやつたために失敗してしまつたのです。三年間で一千億、さらに四百億をまた突っ込んで、絶対そんなもの臭いですよ、僕に言わせてもらつて。三年間で一千億。それはなぜかといふと、ある意味で石原さんは、ああいうノリリコース、何の担保もないところへばんばん貸しちゃつて、ワンストップ、さつきワンストップという言葉が出て、そこでちよつと懸念しているんだけれども。どんどん貸すのはいいんだけど、審査体制等、全く当該事業と違ふところ

に、つまり中小企業といふのは、簡単に言えば農林の方より銀行から金を引っ張るのがうまいで

すよ。その部分の注意事項が、各審査体制のスキルアップにどういうふうに反映しているのかなという具体的な部分の僕の話であります。

さっき言ったように、てんこ盛りですよ。無利子でいいぞ、料率を下げるぞ、かつ、期間は同じだけれども上限もどんと上げちゃうぞといえ、毎月の返済が上がっていくんですけれども、そうすると、もっと厳しく審査しなきゃいけない。だから、一番最初に言った基本方針とちよつと相反するところがあるんですよ。基本方針は連携してどんどんやってくれや、ただバーをそろえてもらいたい。

今の僕の質問は、今度審査とかチェック機能が追いついていかないと、結局これはどんどん突っ込んで、申しわけないが、余りいい結果にならないかなと、ちよつとばやとした感じが私はしておりますので、その審査体制について、やはり今言った当該事業と違う方に貸すわけですよ。

例えば、中小企業はほとんど自分で率先してやって八割で、二割ぐらいは農業関係がやって、トータルで認定を両大臣から受けたと。いざやってみたらほとんど中小なので、農業の人はわからないけれども、いいや、しょうがない、貸しちゃえ、認定を受けているんだからといったときの焦げつきとかがふえる懸念が僕はちよつとあるのであります。

その辺の整備体制はこれからという言葉が返ってくるかもしれないけれども、議事録は、私の意見として後に残るわけですね。ぜひ、そちらの審査体制の整備、対応方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

○平尾政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の農業改良資金等、農林省が所管している林業あるいは漁業の改良資金がございます。また、食品流通改善機構が行います債務保証が対象になっておるわけでございますけれども、御指摘のように、まず農業、林業、漁業のところは、基本的には従来農林漁業者が対象になっております。それに加えまして、あと、そういう農林漁業者を

組織する団体も対象にしているわけでございます。そこがサポートするいろいろな事業については、加工事業も含めて対象にはしているわけでございますけれども、委員御指摘のように、今度はまさに、その場に今までなかった中小企業さんが農林漁業者の連携事業をサポートしていただくための資金を供給するというふうな内容になっております。そういう意味では、また新たな視点が当然必要なわけでございます。

私も、今まで農林関係の融資を決定する場においては、基本的には農林漁業者の経営状況とか事業計画の妥当性とか、あるいは資金計画、返済計画等を審査するというふうなことになっております。一方、事業計画等々について本当に大丈夫かというふうなことににつきましては、例えば都道府県で農業改良資金をやっておりますけれども、その担当者だけではなくて、幅広い、金融関係者も意見を聴取してやる場を推進会議と言っておりますけれども、そういうもので審査をしていただいております。

ですから、また今回中小企業という新たなメンバーが入りますので、そういう意味では、また今後その点も、委員御指摘のように問題がないような工夫を私も考えて、現場の指導をさせていただきたいと思ひます。

〔やまざわ委員長代理退席、委員長着席〕
○福水政府参考人 農水省さんの方からお答えがありましたように、私も基本的には同じような考えでございます。

中小企業が、今現に何かのビジネスをやっておられるという方がおられて、その方は既に保険を借りられている可能性があるわけですが、そういう方が今回新たに農林漁業者と組まれて農工商連携事業を始めようというときに、先ほど御質問がありました、保険枠がいっぱいになっている場合、合に備えてこの農工商連携事業を別枠にしているというふうなことで、法案に保険の別枠化というふうなことを書いてあるわけでございます。

したがって、これは各県の信用保証協会が担当いたしますけれども、ここは従来どおりの中小企業の農工商連携事業を判断しながら対応していくということになるかと思ひます。

○下条委員 ありがとうございます。何といいましょうか、これは老婆心という意味を言っているものであります、まだ始まっていないので。

まさに今、農林さんも長官もおっしゃったけれども、違う部分に貸すということと違う方々が、私もちよつと金融機関に二十年ほどいましたので、要するに一つの会社というのはほかからも借りているんですね、いろいろな業態を持っている会社もあるし。ただ、その状況だけ、何とかの駅とか販路を広げて、こうだあだ認定を受けている。そうすると、その奥底まで読まなきゃいけない審査体制を、先ほど金融機関の方々が審査に入れておっしゃっていただきましたけれども、これは本当に焦げつきにならないように僕は祈りたいんですよ。

ただ、これは非常に言いにくい話だけれども、民間と比べてやはり、民間は、例えば焦げついたりとか貸し倒れになったらボナスが即減りますよ、転勤です。そういうところもあって、都庁のことを余り言うところとかわいそうということもあるんだけれども、担当者が全然素人でバリバにだまされたと私は思っています。そういうことにならないように、いろいろな中小企業がありま

す。だから、林業の方々を含めて、当該者じゃない方の部分については両者がよく検討していただかないと、結果的には、認定をさっき言ったワンストップでばんばんとつちやったから、もういい、あとはお墨つきだからということになっては、私は、貸し倒れ、保証の焦げつき等につながりするような感じをちよつと懸念しております。

ですから、基本方針を含めた中で、これは議論が一番必要のところですよ。要するに、もろ刃になりまされども、さっきも言いましたけれども、バーはそろえる、その部分をぜひ充足していただきたいということをお願い申し上げたいと思ひ

ます。

ちよつと時間もあるので次に移りますけれども、次は、具体的にもしこの事業がうまくいかなかったときはどうするんだ、こういう質問であります。

それは、皆さんがつくっている第五条と第七条に認定支援事業の変更や取り消しを規定していますよね。要するに、認定した主務大臣が取り消しをしていくということでありまして、今言った審査体制の整備というのは、ある意味で、一つの事業をやるときに、農林省五千万、経産省五千万、一億出して支援した等々、それで支援してまた保証していった、半分ずつ。半分ずつ出して、ちゃんとその責任が、取り消しになったときに半分ずつの理由であればいいですよ。

例えば、片っ方の中小企業のオーナーの社長さんが、もう金を出せなくなっちゃうし、今言ったように、傾いちゃって事業を続けられなくなっちゃった。そのときの審査ではよかった、また三年ぐらいたつたらよかったが、五年ぐらいたつたときにだんだんだんだん傾いてきちゃった。それで、この事業を続けられなくなったので済みませんと、取り消しを下しましたといったときの責任の所在はどうなっているのかなと思ひます。

例えば、半々だったらいいますよ。半々の理由で取り消しにするならいいですけども、片っ方の理由だけで取り消しになってしまったときに、今まで突っ込んでいた人たちの責任は一体どうなるんだ。例えば、保証で突っ込んでいて、保証枠はさっき言ったようにばんばんじゃないですか。僕は、これはてんこ盛りだと思ひますよ。それで無利子でしよう。いろいろな意味で収容しててんこ盛りのところに、嫌な言い方をすると、それを使つての人が僕は出てくるような気がするんですよ、全部善良な性善説じゃない、性悪説もあると思ひます。

そのときの責任の分担を確かに、担保を入れてあるこつちだけとるのか。でも、そつちの理由

じゃなくてこっちの理由だと。片っ方の農林関係の理由だったら、責任は農林にあるわけじゃないですか。でも、担保は中小にとつて。その辺の所在をきつとしておかないと、いざばつと七月からやつて、どんどん連携はいんだけれども、その部分を本当にきつとしておかないと、おれは悪くない、私は主人が死んじやつてもうどうしようもない、おながが痛いだのあだ、農業を続けられない、いろいろなことが出てきたときに、はて、どうするのかということが、実を言うとな案には載っていないんですね。

だから、さつき一番初めになぜ私が基本方針で聞いたかという、そこなんです。そこをやりきつとやつておかないと、結果的には、悪く言えば貸し倒れ、そこに税金の補充、無駄遣い、この三点セットになつちゃうと嫌だという僕の懸念でございます。この辺をぜひ具体的に推し進めていっていただいて、具体的な規則をつくつて具体的な責任論をつくつていかないと、私は七五出して私は二五と、七五対二五でも困つちゃうしということですね。

ですから、そこら辺の責任の所在を既に、認定した時点、審査の段階できつと詰めていくことが体制的に必要である、それが最終的には、この法案によつて借りる方々が大きく進歩し、そして国民の税金の焦げつきが出てこないというふうに私は思うのでありますが、この辺の方向感について、ぜひ大臣からお答えをいただきたいというふうに思います。

○甘利国務大臣 基本的には、事業として認定をするまでにきめ細かい相談に応じて、いろいろな事態を想定して、事前に対処方の相談をしていくということが大事だというふうに思っております。もちろん、認定後にもきめ細かい支援を行うということでもあります。

ただ案件が、この事業者とこつちと組みますよということが出てきて、書面上だけ見て、はい、オーケーというんじゃないで、こういう点はこういうリスクがありますけれども、その点にはどう

対処されますかと、こういう点はこうした方がいいと思うがというようないろいろなアドバイスが必要だと思います。計画段階から実施に行くまで、一貫した指導とそれから支援を織りまぜて、そういう事態が発生しないようにするということがまず大事だというふうに思っております。

では、そういう事態が発生したときにどうするかということ、もちろん基本は、債務者がその債務に従つた責任を負うということに当然なりまふけれども、そういうところの責任負担割合についても、事前にいろいろとアドバイスをしていく中の項目に入っていくのではないかとこのように思っております。

○下条委員 ありがとうございます。

ちよつとまだこれからのので、大臣もおっしゃりにくい部分だと思ひますけれども、支援、指導はすくいいことだと思ひます。先ほどもいろいろな方々から研修等ありましたけれども、責任の所在ということが最終的に、私は、大体五割ぐらひは悪くなる人もあると思ひてゐるんですよ、悪い状態で借りてしまふとか。借り逃げもできます。無利子です。

ですから、そういう意味で、その部分は指導ではなくて審査体制のやはり重厚さというんですか、その辺が、先ほど僕が農林漁業で何であの話を出したか。実を言うと、あの辺も僕はちよつと心配なんです。税金の無駄遣いがないようにしたいし、これが本当に花開いてもらいたいという意味を含めて言っております。

ただ、先ほど言ひました基本方針の中に、今おっしゃつた大臣の御決意をきつと入れていただひて、これは審査の人間の整備が必要だと思ひます。人間の整備が今まで以上に、やはり二割アップぐらいしないと追いつけなくなつて、スピード感だけ出てきつと、先ほど話に出したけれども、新銀行東京みたいに、ノー審査でいいばいといつて貸した金の四割以上が焦げついて金が全然戻つてこない、また保証枠もばらばらになつてアウトになるということに

なつてしまふ。

そういう意味では、これは御決意を聞きましたので、これからの中で、きつとこの法案を練つて通つた後は、その部分を含めて、バー、審査体制、そして責任の所在の明確化を、ぜひ大臣がリーダーシップをとつて経産省と農林省含めて推し進めていっていただきたいというふうに思ひます。

お昼にもなりましたし時間なので以上にあたひますけれども、ぜひ推し進めていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○東委員長 これにて下条みつ君の質疑は終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。太田和美君。

○太田(和)委員 民主党の太田和美です。

本日、農商工連携促進法案並びに企業立地促進法改正法案に關して質問をいたします。

まず初めに、昨年成立いたしました経済成長戦略大綱関連三法案のうち、中小企業地域資源活用促進法案、これは、各地域の強みである地域ブランドを活用した事業を展開するに当たつて、中小企業がつくつた事業計画が国に認定されればさまざまな支援策を受けられるというものでした。地域ブランドといふは第一次産業が多いわけですし、実際に現在認定を受けた事業計画は三百九件であり、そのうち、農林水産物が三分の一の百十九件を占めております。

まず大臣にお聞きしたいのは、地域資源法案と比べて今回の法案は何がどう違うのかということですが、また同様に、三法の一つの企業立地促進法案で

すが、認定された基本計画を見ると、その多くが食品などの農林水産業関連の企業を誘致する計画になっております。

今回の改正案では、農林漁業との関連性が高い九業種を対象に追加指定して、さらに支援措置を講じるという内容になっておりますが、印象として、いま一つすっきりしないのは、問題意識が大体同じで似たり寄つたりのものを慌ただしく提案するというのは、どのような意味があるのかということですが、午前中にも似たような質問があつたと思いますが、いまいまだ納得できないところもありますので、わかりやすく御答弁をいただきたいと思ひます。

○甘利国務大臣 昨年成立をいたひております中小企業地域資源活用法案は、地域の強みであります産地の技術、農林水産品、観光資源などの地域資源を活用して新商品の開発であるとか販売開拓などを支援するものであります。

これに對しまして、本法案は、第一次、二次、三次という産業構造の壁を越えまして、ITを活用した経営管理システム、販売手法等の企業経営を促進し、付加価値の高い事業活動を支援するものであります。

例えば、地域資源ではない農林水産品であつても、そして加工を伴わない農林漁業経営の改善に資する取り組みであつても、また地域資源の存する地域内かどうかにかかわらず、この法律案では中小企業者と農林漁業者の取り組みを支援することといたしてあります。

○太田(和)委員 ありがとうございます。

農商工連携は、第六次産業というような呼ばれ方、今や地域活性化のキーワードの一つにもなつておりますが、経済産業省では、この農商工連携の意義をどのようにとらえているのでしょうか。また、いづころからその重要性を認識し、さらに、いづころから法案化に着手したのかをお尋ねしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 我が国は、今、人口減少、そして少子高齢化が急速に進んでいるわけでありま

す。そうした中におきまして、地域経済の活性化を図って地域格差の是正を図るということは、最も重要な政策課題の一つであります。こうした観点から、私の前任者であります二階前大臣のもとで取りまとめられました経済成長戦略大綱、これは、党側のカウンターパートは私も務めまして、当時は中川秀直政調会長のもとで政調会長代理をいたしておりました、党と政府との連携をとりながらこの大綱をつくったわけでありましてけれども、これにおきまして、地域資源活用プログラム等の地域活性化策が盛り込まれているわけであります。

一昨年九月に私が経済産業大臣に就任して以来、地域資源活用促進法を具体化させるとともに、企業立地促進法をみずから提案したわけであります。昨年の夏から地域に所得と税収をもたらす地域二法を施行しまして、現在、着実な成果を上げつつあるわけであります。

加えて、昨年十月に総理から地方再生戦略策定の指示が出されましたことを受けて、私の陣頭指揮のもとで経済産業省としての地方経済再生策を取りまとめるべく、大臣特命プロジェクトチームというのを設置いたしました。この検討作業の中で、厳しい状況にある農山漁村の活性化を図るためには、地域の中核産業である農林漁業の活性化が重要ではないかと。

以前から、私は、農林水産業なканずく農業というものをどう競争力のあるものにしていくか、一人当たり耕地面積がEUの十分の一、アメリカの百分の一ということだけでも勝てないということではなくて、いろいろな付加価値のつけ方というのはあるんだらうという認識はずっと持っておりましてけれども、これを具体的には今申し上げた時系列で策定をするということにしたわけであります。

この結果、地域の農林漁業者と中小企業者が技術やノウハウ、そして安全、高品質な農林水産物の産出など独自の強みを持ち寄って、新たな事業展開を促進することが効果的であるということか

ら、農商工連携二法を策定する方針を固めたというところであります。この方針は、昨年十一月末に農林水産省と経済産業省が共同で発表を行った農商工連携施策パッケージに盛り込みまして、本法案として結実をしたところであります。

○太田(和)委員 ありがとうございます。

なぜ私が今このような質問をしたかといいますと、大臣自身が一昨年の十一月、去年ではないんですけれども、一昨年のときに、このような形で御答弁をされております。地域資源活用促進法を準備されているときの御答弁だと思ふんですが、以下、ちよつと読み上げさせていたいただきたいと思ふいます。

どの地域でも誇れる農産品というのはあるから、それを農業という視点から見るとは、産業、工業という視点から見るとどうなるか、そこは農水と経産省のコラボレーションがあるんじゃないか、このようにおっしゃっております。

さらに、こう言っています。

省庁を超えて一つの例をどんどんつくっていつて、こういうことができますよということ地域に投げかけて、あなたのところだつて誇れる資源があるでしょう、それを引っ張り出してブラッシュアップして、他省庁の政策と連携したらどうかということ提言していきたいというふうにして、思っているのではありませんと大臣が答弁されております。

一昨年の十一月の本委員会です。

私が不思議に思うのは、少なくとも、一昨年の秋ごろから、そのような問題意識を持っておられたのであれば、昨年春に、地域資源活用促進法案や企業立地促進法案を提出したその際に、なぜ今回の内容とセットで出せなかったのかということですか。

何だか、本当は去年一遍に出せたのではないかと、というような印象を受けてしまふのですが、その辺は、大臣、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 地域の資源、なканずく農林水産品に関して経済産業省が直接施策の手助けをす

るということは、今までにそうそうなかったことであります。ある意味、画期的な政策だということに思いました。ただ、それは、地域の農林水産品を地域資源として認識して、もっと広く、従来の手法を超えて市場にアピールをしていくという最初の手だてだったと思ふんです。

私自身が思い描いていますことは、農業、農林水産業自身、まさに産業でありますから、産業の政策といえますか感覚として、活性化を政府として図るべきではないかということ農水省に投げかけたわけであります。

いゆるどんぶり勘定的な経営ではなくて、どこにどう問題があるかということ的確に企業経営として把握して、それに対する処方せんを描いていくということに本格的に取り組んでいけば、日本の農業だつて生きる道は幾らでもあるというふうになつてくるわけでありまして、いゆるいゆるいいものをつくる、そこで仕事がおしまひではなくて、いいものをつくら、それをどうやって市場につなげていくか。もつと逆な言い方をすれば、市場が求めているものを逆算してつくっていく。では、それを、ITを駆使して、その差別化というのをどう市場に訴えるかと、いろいろな手法があると思ふんです。

基本は、やはり一次産業であらうと二次産業であらうと三次産業であらうと経営ですから、その経営感覚を磨いていくということが大事なんだと思ひます。

さつき申し上げましたけれども、道の駅で地元の農産物の直販所ができて、できてしばらく仕事をしていますと、お父さんとお母さんの感覚が違ってくる。お父さんの方が、これはこうやっていいんだから、必ずこれで売れるはずだ、お母さんの方は、いや、お客さんの声を聞いたら、きれいに洗っているものよりも葉っぱがついている方が消費者のニーズに合っているのよ。そういう声を戻して生産の過程に組み込んでいく、そういう感覚が大事なんだと思ふんですね。

て、ユーザーのニーズをビビッドに把握して、そして生産段階に織り込んでいく。あるいは、むしろ、こんないいものができたんだから、市場にどういう仕掛けをして、新しいそのマーケットを開いていくかというような感覚を持つべきではないか。

私は、地元の農協に対して、農産物の商社たれということも言っているのではありません。できたものをただ引き受けて、そのまま決められたとおりに売らんじゃなくて、どういう仕掛けをしていくかということ内外に戦略を持って打って出ろということも言っているわけでありまして、受け入れていただけただけの仕組みが、今度の農商工連携ではないかというふうにも思っているわけであります。

昨年の段階では、まだ地元の産品でいいものをうまくアピールして売っていくという段階なんです。それが、それからさらに踏み込んで、農業の将来像、経営の姿というのはどうあるべきかという意識をみんなが、政府全体として重要な産業として持つていくべきではないかということ訴えたかったというところであります。

○太田(和)委員 揚げ足をとるわけではありませんが、何だか私は、次は国交省と一緒に観光資源の連携という法案も出てくるのではないかなというふうにもちよつと思ひます。少しだけ皮肉を言つてしまいました。済みません。

私は、やはり昨年、現場が混乱しないように一緒に措置しておくべきだった内容だということに思っております。それが一年後にまた改正しますというの、これは、内容について否定するつもりではありませんが、どうも中身よりメッセージ重視というような印象は否めないというふうに思ひます。

さらに言えば、昨年成立した地域資源活用促進法の評価がまだできていないわけですが、どのような成果が上がっているのか、事業計画が三百ほど認定されたといつても、商売として成功するか

どうかはむしろこれからの話だろうと思います。筋論でいえば、昨年一気に法案化しておくか、もしくは、地域資源法の評価がきちんと検証された後に、その足らざることを補うという形で法案化するのが本来の姿ではないのかというふうに思います。

そこで、お尋ねしますが、地域資源法の実施状況について、評価はどのようなになっているのでしょうか。どのような成功事例が出てきているのか、お答えください。そして、失敗というわけではありませんが、なかなか進展していない例もあると思います。そこに共通している原因は何か、今後の手だては考えられるのか、わかる範囲でお答えください。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。
地域資源法は、昨年六月二十九日に施行されまして、十月十二日に法施行後初めて百五十三件の計画認定を行い、委員御指摘のとおり、三月末で三百件を超える件数となっております。

例えば、成功しつつある例で申し上げますと、千葉県でやりになっているわけですが、ピワという産物がございます。これを加工商品開発しまして、それと観光とを結びつけて対応しておられる事業者の方がおられます。

あるいは、飛騨、高山市というのは家具製造で伝統の技術をお持ちのところがあるんですが、この方は、一般には家具に杉というのを使わないわけですが、杉を有効利用して、そこに海外のデザイナーのデザイン力を加えまして新たな家具を開発して、今アメリカの方で販売されているというふうなことです。

あるいは、これも林業になりますが、青森県でブナという木を使って新しい照明器具のようなものをつくっておられる例がございます。これは六本木ビルズでもう販売がされておりまして、今後売れていくことを私ども大いに期待しているところでございます。

認定された事業、現在三百件強あるわけですが、認定するだけで終わってはいけません

ので、随時これはフォローしていかなきやいかぬというふうに私どもは強く認識しております。例えば、マーケティングとかブランド戦略、こういう専門家をそこにそれぞれ派遣してきめ細やかなハンズオン支援を行ったり、あるいは、試作品ができた展示会に出されませんかとか、そういう場合の補助金を支給したり、あるいは政府系金融機関によりまして低利融資とか投資減税など、いろいろな政策で引き続きフォローアップをさせていただいているところでございます。

さらに、昨年の秋ごろからでございますが、やはり大企業の力も必要だろうというふうなことで、地域資源パートナーというところで大手百貨店でありますとか旅行代理店などと組みまして、地域資源事業を側面から支援していただく、そういうふうな事業も行っておりますし、来月になりますけれども、表参道の方に地域資源専門のいわゆるアンテナショップのようなものもつくりまして、広く販路開拓などを支援してまいりたいというふうに思っております。

○太田(和)委員 ありがとうございます。
今御答弁の中にありましたように、私自身も、何よりも認定をした後のフォローアップが一番大切だということに思っております。連携をしたからといって、それだけで地域が活性化するわけでもありませんし、市場に受け入れられて初めてその効果を発揮するものだというふうに思っております。

そこで、フォローアップの一つとしてちよっと提案があるのですが、認定した事業を競わせてみて、コンクールなどを行ってみたいかがかなというふうな思っております。審査の結果、優秀なところには経済産業大臣が表彰するとか、その審査機関を民間で中心に任せて、そうすれば、事業のPRなどでも、企業に宣伝効果が大きく役立つのではないかなというふうに思っております。こうしたこともぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、企業立地促進法案についても幾つかお尋

ねをいたします。

昨年六月に施行されて以降、各地域では企業立地マニフェストである基本計画の策定が進んでおります。これまでに四十二道府県の百八の計画が策定され、国の同意を受けたと聞いておりますが、現段階でこの取り組み状況についてどのような評価をしておられるのでしょうか。取り組みが進み、有力な企業の誘致が決まった例、そして百八計画の中でおこなわれている例もあると思うのですが、固有名詞は結構ですので、一般論として、何がネックになっているのか、把握している現状について教えてください。

○萩原大臣政務官 お答えいたします。
昨年六月の企業立地促進法の施行以来、四十二道府県から百八つの計画、今先生が御指摘のとおりでございます。これらの基本計画を合わせますと、今後五年で合計七千八百件の企業立地、そして約二十八万人の雇用の創出、そして製品出荷額また売上高はおよそ二十一兆円の増加などが見込まれているところでございます。

現状としては、各地方自治体におきまして、企業立地促進のための取り組みとして、ワンストップサービス体制を構築したり、地方税の減免措置であるとか工場立地法の特例を制度化する動きが活発になってきていると思っております。また、誘致対象業種のニーズに即しました人材育成、こういった事業も盛んになっておりまして、地域を挙げた企業立地の支援体制づくりも進んでいると認識をしております。

さらに、国が同意をいたしました、先ほどの百八件の基本計画で指定された地域への企業立地につきましましては、都道府県知事の承認を得ました企業立地計画が本年の三月末までに五十四件となっております。これは今後ますます増加する見込みとなっております。

以上のように、法施行以来およそ十カ月経過したわけでございますけれども、このように各地域におきまして意欲的な取り組みが行われていると評価をいたしております。なお、

この計画に基づく具体的な企業立地の成果につきましては、まだ日が浅いということもありまして、今後の展開を注視したいというところであります。

他方、景気回復がおこなれている地域では、農林水産業が基幹産業となっているわけでございますけれども、これまでの本法による支援措置におきましては、農林水産関連業種の立地に対して十分ではなかった、こういうことから、今般、改正案を提出したところでございます。

経済産業省といたしましては、引き続き地域のニーズを踏まえながら、取り組みの支援を行っていきたいと考えております。

○太田(和)委員 ありがとうございます。
一部の自治体では、企業誘致に関する多額の補助金を講じておりますが、企業誘致に関する補助金競争では、財政力の弱い地域は太刀打ちできません。財政力の弱い地域であっても、企業立地を促進し地域間の格差は正が図られることが重要だと考えますが、補助金競争とならない企業立地の促進のためにどのような取り組みを行っているのか、時間も余りありませんので簡潔にお答えください。

○甘利国務大臣 私は、企業立地促進法をつくります前に、財政力の弱いと言われている県の知事さんに内々に来ていただきました。議員会館に来てもらいまして、本音で言ってくれということで、そのときに、やはり財政力の弱いところは企業誘致合戦でも劣後する、そしてますます財政力が弱くなってくる、ここに光をしっかりと当ててほしいという話がありました。

そこで、私自身が、財政力指数の低い自治体に対してどうしたかを履かせるというか、それができるといことを、他省庁と連携をとりまして、特に当時総務大臣だった首脳総務大臣とは連携をとって、この点をしっかりとフォローしてもらえないかという話をしました。

そこで、地方交付税の減収補てん措置について、財政力指数の弱い自治体のみを対象とする

いうことができましたし、他の厚労省関係や他省庁も含めましてそういう相談をしました結果、例えば人材育成支援等の補助金について、これは財政力であるとかあるいは有効求人倍率に配慮して採択をするという若干ハンディキャップをつけてあげるという手だてをしたわけでありました。

それとあわせて、やはり一番企業が大事なものは、税金が安いということもいいたくない、補助金がたくさん来るのももちろんいいんですけども、やはり行政が真剣に対応してくれるかということなんですね。ワンストップサービス、迅速性、それから人材の供給についてという仕組みをつくってくれるかとか、あるいは立地した後どうフォローアップ、注視をしてくれているか、そういう行政の真剣さというか、それが物すごく企業の立地の意欲を高めますね。

そこで、私なりに、ちょっと嫌みな言い方になりましたけれども、行政のたらい回し度ランキング調査というのをやったわけですね。近々、五年以内に立地した企業に対して、あなたが立地している行政についていい点、不満点、全部書けと言って、項目を全部決めまして、その調査を出させた。おたくの県では、自分ではいいと思っておりますけれども、進出企業側からくるとこういう点が全然対応ができていませんよとか、ここはよくやっていますよとか、それをわかるようにしました。

ことしは、二回目は調査件数をさらにうんと広げて精度を高くしまして調査結果を発表する。本当は悪いところから発表するということが刺激的なんですよけれども、ちょっとやり過ぎになりますものだから、上の方のランクだけ発表して、もちろん、それ以下のものについては、どういふ点が問題視されているかということをお教えあげるといふ調査を続けているところでもあります。

○太田(和)委員 ありがとうございます。

確かに、企業が求める要件として、大臣がおっしゃるように、行政の対応など、また人材とか用

地獲得の件であったり、さまざまなことがあると思います。しかし、企業誘致で競り合った場合に、やはり決め手となるのは補助金という意識は自治体間ではまだまだ根強いようですので、このような過度な競争にならないような取り組みもぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、この地域経済の活性化、地域資源活用の取り組み、私は、中身として大変結構なことだというふうに思っております。しかし、この取り組みをだれがやるのか。この種の話し、一番肝心なのは、私は、地域の自立ということだというふうに思っています。基本的には外からのお金を頼らなくても、知恵と工夫を凝らして活性化を図るんだという気概です。

その意味でも、地域資源活用などの中小企業対策は、自治体それぞれ地域の特性に合わせて工夫していくのが一番適当だと思いますし、知事会の方でも、国から地方に移してほしい仕事の一つにこれを挙げていくことについては、私は当然だと思っております。

せんだって地方分権改革推進委員会が、国から地方への権限移譲について各省庁の回答状況を明らかにしました。やはりゼロ回答が多かったとの報道がありました。経産省もほとんどゼロ回答だと思っておりますが、中でも地域資源の活用促進について、なぜこれからは国がやらなければいけないのか、改めて最後にお聞きしたいと思います。

○甘利国務大臣 地方分権の原則は、その地域で完結できるものは極力そこに渡すということだと思っております。完結できない、エリアをまたがるもの、あるいは全国統一規格的にスタンダードとしてやらなきゃならないところは国が責任を持つということだと思っております。

地域資源に関して言いますと、地域資源の認定は、こういうものを出したいというの県でやっていたわけでありまして、それを組み込んだ業として展開していく際に、行政区画を超えていろいろ展開しなきゃならないという場面が

多々あるかと思えます。ということで、経済産業省としてきちんと対応していかなければ、あるいはアドバイスをしていかなきゃいけないという認識で対応しているということでもあります。

○太田(和)委員 ありがとうございます。

確かに有名地域ブランドならいいんですが、これから立ち上げるブランドは、国に認定された方が信用も上がり、販路が広がるという面もあるかと思えます。しかし、一般に、地域資源を活用した中小企業振興策などについては、地域に密着した実情をよく知っている地方自治体が、広域連携などを組みながら、権限と財源を持ちやうた方がうまくいくというふうに私自身も思っております。

地域や事業者の創意工夫を支援する取り組みや農水省との連携は画期的で、今回の取り組みは評価できますが、これだけで本場に地域が元気になるのかという不安はぬぐえません。地域活性化のかぎはやはり権限と税源移譲だというふうに思っています。これは知事会の検討状況に合わせて要望だけさせていただきます、時間ですので、私の質問を終わりにさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○東委員 長 これにて太田和美さんの質疑は終了いたしました。

次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

きょうは農商工連携法案の審議でございますが、私、政治家として、個人的な話で恐縮なんですけれども、実は、経済産業政策と農業政策をライフワークにしたい、こんな思いでおるものであります。したがって、きょうは短い時間ではありますが、そんな思いを込めて質問させていただきます、こう思います。

まず最初に、きょうはお忙しい中、農林水産副大臣に経済産業委員会にお越しただいておりますけれども、今我が国には、大体総農家二百九十三万戸あるわけでありまして、自給的農家を除きますと約二百萬戸ということでありまして、

この生産者の方々が、果たして今、夢と誇りと希望を持って農業に従事しているとお感じになっているかどうか。いかがでしょうか、お答えいただけますか。

○今村副大臣 端的に申しますと、皆さんやはり、非常に厳しいなという感触をお持ちだと思っております。しかし、中には、やはりいろいろな努力をしながら生き生きとやっておられる例もございますので、今後、世界を取り巻く食料事情、あるいは、今も申されましたが、労働力人口の高齢化が進む、そういったことを考えてまいりますと、これからしっかりと取り組んでいかれる方については大いに希望を持てる職業である、また大事な仕事であるというふうに私は思っております。

○近藤(洋)委員 副大臣おっしゃったとおりだと思います。

委員長の御許しを得て、資料を一枚配付させていただきました。こちらは、大卒男子初任給と生産者米価の比較表であります。昭和三十五年、大卒初任給は一万三千八十円、生産者米価は四千六百二十二円だったんですね。大体三俵であれば初任給の給料に相当したわけでありまして。ところが、今やこの生産者米価、政府買い入れは変わりましたから単純には言えませんが、平成十八年ベースで、大卒初任給は十九万円、約二十万円弱であります。今の米価は、おおよそ一万三千円。すなわち、大卒初任給は十五倍になったけれども、米価は三倍になった。

もつとと言うと、アップ率もあるわけですが、米一俵は一万三千円といいますが、私も米どころ山形県の選出の議員であります。一万三千円とはいっても、さまざまな手数料等を引けば、農家の手取りというのは、感覚として大体一万円強というのが大方のところだろう、こういうことでもあります。大変な下落をしているわけでありまして。

単収はどうでしょう。副大臣のところは佐賀だから、立派にお米づくりされていますけれども、私のところもよくつくったって、単収十俵とこれ

ば、これは大したものであります。なかなか難しいわけであります。

それで計算すると、一町歩で百万円ですよ。四町歩農家というのはそうありません、なかなかありません。我が山形県でも、四町歩といったら、これは大変なものです。認定農家だ。だけれども、四町歩で四百万円ですよ、よくやって。三割減反だから、四町歩ある農家だつて、そうじゃない。ところで、四百万円は生産額ですから、ざつと言つて、そこから人件費等々、燃料費を引けば、手取り二百万円ない。四町歩の農家が二百万円ない、こういうことですね、立派な農家が。昭和三十五年は確かに、このときは銀シャリな生まれる前でありましたから、時代は違つたといえ、昭和四十五年と比べてもこれだけ米の値段が下れば、夢も希望もない、もつと言つと絶望的な現状にあるんだらう。これが偽らざるところだと思ふんです。

副大臣、せつかくいらつしゃるので、もう一言お答えください。

この現状はいろいろな理由があるのは私も十分承知していますが、基幹産業たる農業、特に米の例を出させていただきますが、やはり最終的に日本の農業の問題というのは米に集約されてしまふので、あえて言えば、こうなつてしまつたのは、責任は政治が負うべきものじゃないかな、こう思ひます。副大臣、ちよつと御通告がなくてあれですけれども、御所見をいただけますか。

○今村副大臣 御指摘のとおり、やはりお米というものが日本の農家の中心であつたといふことは否めません。しかしながら、昔は米を一人大体二俵食つていた、それがもう一俵食うか食わないかといふことで、非常に消費が落ちてきております。そういう中で、どうしても生産過剰といふことが続いてきたわけですから、米価が下がつてきてしまつてゐるわけでございます、この需給をきちつと締めれば、私は、米価はもつと上がつてしかるべきだと思つてゐる次第でございます。

います。

ですから、政治の面でもいろいろな手だては講じてきたわけでございますが、これからは米麦だけに頼らずに、いろいろな、野菜でありますとか、そういったところにもどんどん新しい道を開いていただいてやつていく。これは国民の要望も今また非常に強いわけですね、安全、安心等々含めまして、あるいは健康志向からも。そういったところでやつていく。

現に専業農家で、やはり野菜の關係とかなんとかはかなりの所得を狭い面積でも上げておられますので、そういった国民の皆様方のニーズに合った農政あるいは農業が展開できるように私たちもしっかり取り組んでいきたい、応援をしていきたいというふうに思つております。

○近藤(洋)委員 農政は大変難しいのは十分承知で申し上げてゐるんですが、この場で確認をしておきたいのは、今の農業生産者、農業を取り巻く状況に夢と希望と誇りを取り戻すためには、相当な転換と腰を据えた政策をしないとおぼつかないんだらうという認識だけは持つていただきたい、こう思ふわけであります。

その上で、今回の法案についてお伺ひしたいんですけれども、そういう意味においては、農林水産省と経済産業省がともに一つの法律を出したといふことについては私は評価をしたい、こう思ふんです。先ほど来同僚議員からいろいろな指摘がありました、遅過ぎたんじゃないか、どうだ、これは全くそうだと思います。ただ、やはりこうやつてまず手を結んだといふこと、行為自体は評価をしたいと思ふんです。

個人的なことであれですけれども、私は昔、新聞記者をやつてゐるときに、通産省の記者クラブにおりました。実は、そこから農水省のクラブに移つたことがあるんです。そうしたら、最初、農水省の官僚の方々からスパイじゃないかなんて言われまして、前は通産省クラブにおつたんですなんて言つたら、最初はすごく冷たいんですよ。そんな雰囲気でした。特に新聞社が経済新聞なん

ていうところなものですから、おまえらはどうもいかぬな、こういうことで、おまえは経済産業省と経団連のスパイかなんてことを言われた。だけれども、そのうち半年もすると大変親しくさせていたでいて、すっかり農水省のとりこになつたこともあるんですが、それはともかくとしても、大変殺伐たる雰囲気があると私も個人的に感じました。

そういう意味で、方針の転換を図るという一歩として評価したいのですが、まずこの法案の、さまざまなスキームを認定するといふことでありますけれども、その認定する基本方針、どういうものに基づいて事業を認定するのか、簡潔にお答えいただけますか。

○萩原大臣政務官 この事業の基本的な要件といひましては、まず一つ目は、中小企業者と農林漁業者が互いの経営資源を活用して、双方が工夫を凝らした取り組みを行うこと、二つ目が、両者にとつて新たな商品またはサービスの開発や販路の開拓を行うもの、三つ目が、事業を通じて中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現される見込みのあるもの、これら三つを考へてございます。

詳細な認定要件につきましては、本法案に基づく基本方針において定めることとしておるわけなんです。これは今後、審議会またはパブリックコメント等を通じて、幅広い御意見を伺つて策定をしたいと考へてございます。

○近藤(洋)委員 要は、きちんとするものに對して認定しますよ、こういうことだろうと思ふんです。利益が増すものに對してきちんと認定する、これは大事だと思ふんです。

そこで、甘利大臣、ちよつと質問が前後して恐縮なんです。そういう法律を出す基本認識として、今、農家の方々は絶望的な空気に残念ながらなつてゐるわけですが、農業、食料産業といふのは、広く外食も入れば今現在大体八十兆円産業と言われているわけです。現在としても、食料にかかわる産業といふのは大変大きい。

これは、やはり二十一世紀のある意味で根幹といふか、日本にとつて基幹産業、過去もそうだったけれども今後二十一世紀においてはますますその意味は大きい、この認識をまず経済産業省としてきちんと持つ必要があると私は思ひますが、大臣の御認識をお答えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣 農業や食品製造業等のいわゆる食料産業は、国内生産額が約百兆で、就業者は千百万人、就業者総数のうちの一七％といふことであります。食がなければ人類は存続できないわけでありまして、奢侈品等あるいは電化製品はなくても死ぬことはありませんけれども、食料はなければ生存が危うくなるわけですから、これは必ずやなければならない産業であります。

加えて、今ほど食の安全、安心ということに對して、日本のみならず世界じゅうの消費者が関心を払つてゐる時代はないと思ひますし、これはこれからますます大きくなつていくと思ひます。

日本の市場といふのは、その商品が世界に売り出すためにうまくいくかどうかをテストする市場とも言われてゐます。それは何かといふと、消費者の目が厳しいからであります。消費者の目が厳しいといふことは、その市場で受け入れられてゐるものはそれだけ優秀な製品だといふことになるわけであります。

食料は世界で一番安全、安心で、おいしい。ただ、価格が世界で一番競争力があるかといへばそれは違ひますけれども、しかし、価格以外の部分でのよさといふものをしっかりと訴えていくといふことが日本の農産品の戦略の一つの強みになつていくと思つておりますし、これからの農業、それから農業にまつる食料産業といふものは、まさに基幹産業であらうと思ひます。

日本国内は、現状では人口減少、生産調整といふ時代背景がありましたが、しかし、世界に目を転じれば人口爆発、食料が足りないといふことでありますから、食料の産業としての位置づけは、これから高まることはあつても低くなることはないといふふうに思つております。

○近藤(洋)委員　ぜひそういう認識でこれに取り組んでいただくということだと思っておりますね。

その上で、やはり、俗な言葉ですけれども、生産者なり農業関係者に誇りを取り戻させるためには、もうける、これは大事なことだと思っておりますね。もちろん、多面的な機能はあります。いわゆる農業の多面的機能は十分承知した上で、だけれども、ベース、もうけるということが大事なんでしょう。もうけるというのは、消費者も喜び、生産者も喜ぶから、そこで利益が出るわけですから、そのために両省の、農水省、経産省の英知を結集していただくんだろうという宣言と私は受けとめました。さて、この法案がその宣言にふさわしい中身か、こういうことなんだろうと思っております。

その両方の英知を総動員したということで、とりあえず予算としては、農水省百億、経済産業省百億という文句、こういうことです。ただ、残念ながら、中身を見ると、今まではメニユーを継ぎはいたというところが正直なところ。ただ、これは、今の予算の中でどどんどんどんということはなかなか難しいというのでも承知しております。だから、問題は実効性なんだろうと思っております。

そこで、ちょっと農林水産省にお伺いしたいんですけれども、農林水産省の予算というのは、もう微に入り細に入り大変充実しておるわけですが、農林水産省というか、政治力を駆使してこれまでもずっと、政治力というか、とつてこれだけ。大変充実した補助金メニユー、だけれども使われていない、今までこういうことだったと思うんです。ようやくこれを機に使われるようにしてもらいたい、こう思うわけですが、特に注目しておるのは農業改良資金助成法に基づく無利子融資であります。

これは無利子融資で、今度、償還が十二年になる。そして、支払い猶予が五年。こんな融資、めつたにないわけですが、これを中小企業者もできる、こういう形にこのたびなるわけですね。これは大変すばらしいことだと思っております。

れども、すばらしいというか、大変優遇された制度だ、こう思うわけですが、これがちゃんと宣伝をされれば殺到すると僕は思うんですね。もちろん、厳しい認定は受けるわけでしょうけれども。

現在、この融資制度は七十億円ということですが、けれども、地方自治体が三分の一のお金を出す、こういうことであります。地方自治体、県も大変厳しい状況にあるわけで、県も本当に対応できるのかということを懸念するわけですが、農林水産省、いかがですか。これは、もうかる事業というふうな認定されたものについて、ちゃんと対応できるものなんですか。お答えいただけますか。

○小山政府参考人　お答えいたします。

農業改良資金は、国と都道府県の貸付金を原資とした無利子資金であります。借り受け者からの償還金を繰り返し貸付財源に充てているものでございます。一方、最近の資金需要から見ますと、近年、市中金利は非常に低金利状況ということもありまして、農業改良資金の貸付実績は極めて低迷した状況にあるということでございます。

したがって、本資金を貸し付ける都道府県におきましては、新たな資金需要にも十分対応し得るだけの貸付財源は用意されているものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の農商工の連携によります資金需要に対しましては、農業改良資金の貸し付けが円滑にできるよう適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○近藤(洋)委員　きちんと実効を担保していただきたい、こう思います。さまざまな補助金があるけれども自治体の都合で使えなかったというケースもあるわけで、これは融資ですから、お金はあるよ、こういうことでしょから、あとは自治体の知事さんの意思次第、こういう御答弁だと思います。さまざまな補助金メニユーがありますけれども、きちんと実効を担保していただきたいということを申し上げたいと思います。

その上で、この法案、さまざまな助成策があるわけですが、この法案に盛り込まれていない連携も、やはり経済産業省、農水省、広げていただきたいと思うんですね。ちよつときつい言い方をすれば、このレベルであれば去年もできたわけですが、もちろん、実態的にはなかなか、農水省がどこまで相手をしてくれたのかどうかという議論もあったかもしれないけれども、このレベルの法案だった去年でもできた。だけれども、あえてことし出したのなら、今後、この連携をどどんどん広げるんだという意思をやはり示していただきたい、こう思うわけがあります。

お伺いしたいのは二点です。一つは技術開発。やはりこれからは、もちろん中小企業の販売事業化ということも大事でありますけれども、技術の開発という点において、農林水産省、経済産業省、それぞれ予算のメニユーを持っています。ぜひ、この技術開発分野についての連携、予算措置というのを拡充すべきだろうと思っております。あわせて、質問を重ねてお伺いしますが、農林水産省と経済産業省、それぞれ研究機関も持ちだろ

う、こう思います。経産省でいえる産技術を持つているわけですね。そういった最先端の技術開発というの、これは政府レベルの技術開発というの、統合をあわせてやることも必要だろうと思っておりますので検討してもらいたい、こう思うわけです。

まず最初にお答えいただきたいのは、実務ペー

スの研究開発、民間の研究開発の支援ということとろでの連携を進めるべきだと思いますが、これは最初、経済産業省に答えていただきましたか。では、副大臣、お答えいただけますか。

○新藤副大臣　農業を産業とらえて、そして、いろいろなノウハウを組み合わせてさらに強化をしよう、こういう意味において、今先生の御指摘は非常に重要なところだと思っております。しかも、どんなものでも、やはり新しい技術、それからいろいろな新しいシステムを開発していくこと、イノベーションを進めていかなければなら

ない。

そしてその上で、私どももいたしましたのは、地域の産学官の共同研究開発といったものを進めようということ、地域イノベーション協創プログラム、こういったものを今年度、九十六億強の予算をつくっております。この中で、農商工連携の関係、農林水産と商工業の技術それからノウハウを活用した産学連携、これについて、農商工で十億でございます。そして、これはもう既に公募を開始しております、このところで締め切りをするところでございます。

それからもう一つ、鉱工業系と農林水産系、こういった研究機関それから大学が連携して研究できるように、こういった予算につきましても農水省と連携しつつ取り組んでいるところでござ

います。これも十一億強のものがあ

ります。これをさらに拡充していきたいと思っております。ぜひ、これをさらに拡充していきたいと思っております。ぜひ、これをさらに拡充していきたいと思っております。ぜひ、これをさらに拡充していきたいと思っております。

○近藤(洋)委員　農水省にきていただきましたが、ぜひ同じように、農水省は農水省であるでしようし、頑張つてやっていただきたいということ、大事なことは、ダブルを防いで、そして、本当にこれは物になるというんだつたら一本化して、どっちのメニユーでやるのかは別にしても執行するということも必要でしょうし、ぜひ、そういった実務面での取り組みというのを両省連携してもらいたいと思います。

そしてもう一つ、これは補助の話ですが、補助ではなくて政府が持っている研究機関同士が連携して、パイオ分野についての最先端の研究も両省連携を進めるという宣言を、せっかくこういう法律を出したわけですから、この法律を出すことを機に宣言されたいと思います。これも大臣、お答えいただけますでしょうか。

○甘利国務大臣　御指摘のように、農商工連携を推進するに当たっては、先端的な研究開発分野において関連する研究機関の両省間の連携も重要な課題であります。現状では、こうした認識のも

と、我が省は産総研と呼んでおりますが、この産総研と、農水省は農研機構と呼んでいますが、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、この農研と、研究者相互の情報交換であるとか、三十件以上の共同研究を現在まで行つてきていますところであります。

一例を挙げますと、産総研と農研機構との共同研究では、産総研が開発した植物ホルモン系発根促進剤の有効性の検証を行ひまして、この成果をもとにいたしまして、産総研のベンチャーにおきまして、発根促進剤を利用した植林用の苗木を大量に生産しまして、タイ、ベトナムに植林をするという事業を行っている。

最近では、食品の安全性に関する議論が高まつておりますが、その中で、産総研が得意とする計測及び標準化に関する知見を活用しまして、残留農薬分析用標準物質の供給も行つていゝところとあります。

今日までのこうした経験も踏まえて、我が省の産総研、そして農水省の農研機構、その連携を一層強化すべく、包括的な連携協定締結、何かEPAみたいなになってきましたけれども、に向けた調整が進められていゝと承知をいたしております。

〇近藤(洋)委員 そこで、RアンドDも連携する。次に来るのは、研究開発した成果、知的財産を保護する、こういうことも大事なんですね。僕も、久しぶりに農業白書を、質問があるもので、やつつけ仕事で、きのう夜、ちよつと読んでみましたけれども、このRアンドDの「知的財産の創造・保護・活用の取組」と農水白書にも書いています。「イノベーションの力を活用した競争力強化の取組」、まさに経済産業白書みたいなものです。全く同じような書き方が出てゐる。農水省も意識を持っているな。この部分については、あとほかの、農水省がつくられた知的財産保護のペーパーも読みました。特許庁のペーパーかと間違ふぐらゐない同じような問題意識を持っている、こういうことですね。

〇吉田政府参考人 知財分野の両省連携について御指摘でございます。農林水産省といたしましては、農林水産分野の技術、植物新品種、ブランド、こういった知的財産を積極的に、そしてまた戦略的に活用することによりまして、農林水産業の競争力強化と、そして地域の活性化につなげていくという観点から、昨年三月に、農林水産省知的財産戦略を策定いたしました。今施策を推進しているところでございます。

一方、御指摘のように、経済産業省さんにおかれましては、特許、商標などの知的財産行政分野にしましては豊富な知見、経験を有しておられます。そこで、知的財産の分野において両省が連携をして、地域における知的財産の創造、保護、活用を促進することが効果的であるという認識のもとに、昨年十月、両省で連絡会議を設置いたしました。各施策における連携も進めておるところでございます。

〇近藤(洋)委員 これは極めて重要な分野なんです。ぜひきちんと進めていただきたい。この法案を出したのを機にそこまできちつと広げるべきなんだろう、こう思ふんですね。

これから大事になるわけで、物を輸出しているときに商標の問題もあります。副大臣のところは佐賀牛、私のところは米沢牛ですけれども、この間新聞を見たら、松阪牛を中国企業が商標登録していたんという記事も出ています。輸出をすればそういう問題も出てきますよね。また、遺伝子の保護とか、これは完全に、特許政策という知識財政策の話であります。

農林水産省が問題意識を持っているのはいいわけですが、そういう商標登録なんか、既にもう中国にやられてしまつてゐるわけですから、もつとこれは特許庁ときつちり連携をして、縄張りじゃなくて、特許庁のお知恵をかりますよというのをやってもいいわけだし、そこは本当に垣根を越えてかちつとやるべきだろうと思ひます。

この分野も、せつかくこういう法案を出すのだから、せめて条文に一行ぐらゐ書いていただければよかったのになと思ひますが、農林水産省、いかがですか。

〇吉田政府参考人 知財分野の両省連携について御指摘でございます。農林水産省といたしましては、農林水産分野の技術、植物新品種、ブランド、こういった知的財産を積極的に、そしてまた戦略的に活用することによりまして、農林水産業の競争力強化と、そして地域の活性化につなげていくという観点から、昨年三月に、農林水産省知的財産戦略を策定いたしました。今施策を推進しているところでございます。

一方、御指摘のように、経済産業省さんにおかれましては、特許、商標などの知的財産行政分野にしましては豊富な知見、経験を有しておられます。そこで、知的財産の分野において両省が連携をして、地域における知的財産の創造、保護、活用を促進することが効果的であるという認識のもとに、昨年十月、両省で連絡会議を設置いたしました。各施策における連携も進めておるところでございます。

〇近藤(洋)委員 これは極めて重要な分野なんです。ぜひきちんと進めていただきたい。この法案を出したのを機にそこまできちつと広げるべきなんだろう、こう思ふんですね。

ちよつと具体的に幾つか申し上げますけれども、例えば、両省の地方支分部局での連携によりまして、農林水産分野の知財保護、活用についての相談がございますが、その相談機能の強化を図りましてワンストップサービスを図る、それから、両省連携をして地方で研修を行うといったようなことを進めております。

また、農林水産分野の知財活用データベースというのを今からつくろうとしておるわけなんです。が、そのときに特許流通データベースと連携を図りたいと思つておりました。そのシステム構成についての検討も両省で行つておるところでございます。

また、海外の情報につきましても共有化を図る、それから、侵害の例があつてそういうところに対して働きかけを行うときも両省共同で行うといったような取り組みを進めておるところでございます。

ただ、まだ始まつたばかりでございますので、今後この連携を強力に進めていきたいというふうな考へております。

〇近藤(洋)委員 これは極めて重要な分野なんです。ぜひきちんと進めていただきたい。この法案を出したのを機にそこまできちつと広げるべきなんだろう、こう思ふんですね。

大臣、まさに農林水産省と経済産業省、かつて農商工一緒の役所だったわけですね。岸信介さんという立派な政治家も輩出したわけでありまして、けれども、私、最近本当に思ふんですけれども、何でも内閣府だと思ふんです。先ほど古川議員が指摘をされましたが、最近の問題点は、内閣府が何か調整、調整と言つて、現業も持たないのにわけのわからない法律を出してくるケースが最近よく見られます。これはよくないと思ふんですね。何でも内閣府と、ドラえもんのかつてのポケットじゃないんですから、これはよくない。やはり現業官庁がきちんと実務ベースでやるのが大事なんです。

その上で、もつと人材交流も、公務員制度改革も一緒です、農林水産省と経済産業省、細かなボ

スト、一個、二つの課長ポストの取り合いなんかではなくて、面として連携する。同じものを扱うわけですし、生産するわけですし、対外交渉も、FTAもあるわけですし、EPAもあるわけですし、人的な交流も含めて、これをせつかく出すならば、出すのはちよつとおくれましたけれども、それぐらゐの志を持てゐるんですよという宣言をすべきだと思います。

その点の人的な交流も含めた、農林水産省、経済産業省、これは経済産業省のいつもやる領空侵犯なんかじゃないんだ、農水、経産の歴史的な統合も視野に置いたものなんだというぐらゐの宣言をされたらいいと思ひますが、最後にその点を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

〇甘利国務大臣 統合はともかくとして、中国に米を輸出する際には、農水、経産、外務省三省が連携で中国と交渉して、再開をさせました。

また、亡くなつた松岡大臣が、日本の農産物を輸出する戦略をつくる。その際に、日本食ブームにあやかつて、本当の日本食レストランがあるんだろうか、そこをきちんとオーソライズして、そこは本物の日本の食品をちゃんと使つて料理を出していますというふうな、ミシランではありませんが、そういう位置づけを彼はしたかった。

ただ、行政が三つ星とか二つ星とかいう認定をするのではないかと。うまき実を結ばなかつたんだと思ひますが、あれを民間のあゐいうレストラン格付機みたいなのがあるがちゃんとやつて、そこは本物の、オーセンティックな食材が供給されているという、販売もともとを連携させる戦略、これは私は、実務の応援とかいう話をしたんですが、まさに経産と農水が連携して、日本の安全で品質のいい農産物を価格は高くても売っていくという、いわば日本産品販売推進戦略だつたと思ふんですね。だから、両省が組んで戦略をつくらなきゃいけないと思ふんです。先ほど来話がありましたように、四町歩の田んぼで四百万の収入、経費を引いたら二百万円、こ

れを例えば企業経営者だったらどう考えるんだらうか。四町歩の田んぼを前に、これが企業だったらどう打って出るかということを模索しなきゃならないと思うんですね。

内、外に向けてそれに対する施策を用意していく、そういう体制をとっていくということが大事で、四百万しか売れない、これをどうやってあしたから一千万の価格につけかえるかといったって、そう簡単にいきませんし、外から入ってくるものをとめようといったって、WTO体制の中でいきません。今の許される枠組みの中でどう打って出るかということ、いろいろな知識、英知を結集して戦略を打っていかねばいけないと思うんですね。そういうことのために両省はこれからもしっかりと連携を組んでいきたいと思っています。

○近藤(洋)委員 終わります。

○東委員長 以上で近藤洋介君の質疑は終わりました。

次回は、来る十六日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五分散会

平成二十年四月十八日印刷

平成二十年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F